

米ソ核軍備管理交渉と日本

——ニクソン政権期における SALT I を中心に——

石 本 凌 也

はじめに

1. SALT の開始と日本の不安
 2. SALT の進展と米中和解——日米関係の動揺
 3. SALT I の妥結と日米関係
- おわりに

はじめに

(1) 問題の所在

1972年5月26日、ソ連・モスクワにて米ソ間における初めての核軍備管理協定¹⁾が両国の首脳によって署名された。67年3月に端を発し、69年11月から始まった戦略兵器制限交渉 (Strategic Arms Limitation Talks : SALT) がここに結実したのである (SALT I)²⁾。SALT I は質的制限や戦略爆撃機の制限が含まれていないなど多くの課題は残ったものの、核超大国による初の核軍備管理協定であり、その後の進展への期待も込めて、概ね評価された³⁾。

- 1) 「核軍備管理」と「核軍縮」は異なる概念である。より一般的に、「軍縮 (disarmament)」は、特定の兵器を削減あるいは全廃したり、兵員数を減らしたりすることであり、「軍備管理 (arms control)」は、いきなり軍縮できるような情勢ではなく、その中で少しでも安定した関係を作りたいという試みが先行したものを指す。つまり、核兵器を対象として、これらが行われれば、「核軍縮」および「核軍備管理」となるのである。宮坂直史「軍備管理・軍縮」防衛大学校安全保障学研究会編『安全保障学入門 [新訂第5版]』亜紀書房、2018年、276-278頁。
- 2) SALT I は、戦略攻撃兵器の制限に関する暫定協定、ABM 制限条約、付属議定書の3つから成っている。各条文等は以下を参照のこと。U. S. Department of State, *U.S. Department of State Bulletin*, Washington D.C.: U.S. G.P.O., 1972, Vol. LXVI, No. 1722, pp. 918-921.
- 3) 『朝日新聞』1972年5月27日付夕刊。日本の評価については第3章で詳しく扱う。

このSALTに、日本は米国によってどのように位置づけられたのであろうか。米国の同盟国である日本は、複数の理由からこの問題に無関心ではいられなかった。第1に、唯一の被爆国である日本の立場からである。被爆国日本は、言うまでもなく核兵器制限および削減に強い関心を抱いていた。第2に、唯一の被爆国であり「核アレルギー」を有する一方で、日本は米国の核抑止力に依存していたからである。68年1月30日の衆議院本会議で、当時の佐藤栄作首相によって表明された核四政策の1つとして、公式に日本は米国による核抑止力への依存を表明したのであった⁴⁾。

一方、当時のリチャード・ニクソン (Richard M. Nixon) 米政権は、日米の二国間関係だけでなく中ソとの戦略的關係にも日本を組み込んでおり、ソ連との戦略的問題であるSALTにおいて日本を無視できない状況にあった。また、同時期のニクソン政権における対日安全保障政策の決定過程においては、日本の核武装について議論がなされており、日本の核武装は東アジアにおける米国の戦略環境を変化させてしまうものであると考えられていた⁵⁾。そのため、リンドン・ジョンソン (Lyndon B. Johnson) 政権の頃から存在していたSALTに関する日米協議は、ニクソン政権へと政権交代したのちにも継続された⁶⁾。必要のない協議を続けることは考えにくいことから、ニクソン政権がSALTに関して一定程度日本に配慮していたと言えるだろう。

そこで、本研究は米ソ核軍備管理交渉に日本という同盟国を含めて考察する。米国は、どのように日本をSALTの中に位置づけたのかという問いを設定し、SALT交渉における位置づけおよびSALT政策における位置づけ⁷⁾の

-
- 4) 核四政策とは、①非核三原則を守る、②核軍縮を推進する、③米国の核抑止力に依存する、④核エネルギーの平和利用の4本柱を指す。黒崎輝『核兵器と日米関係：アメリカの核不拡散外交と日本の選択1960-1976』有志舎、2006年、第5章。
- 5) Liang Pam, "Whither Japan's Military Potential? The Nixon Administration's Stance on Japanese Defense Power," *Diplomatic History*, Vol. 31, No. 1, January 2007, pp. 117-129.
- 6) Embassy Telegram [hereafter Embtel] 334, Tokyo to Secretary of State, "Strategic Arms Limitation Talks," January 16, 1969, Box 295, Country File, National Security File, Lyndon Baines Johnson Library, Austin, Texas.
- 7) 本稿における「SALT交渉における位置づけ」と「SALT政策における位置づけ」をここで定義しておく。「SALT交渉における位置づけ」とは、米ソ交渉において日本がどのように位置

相違に着目しながら、一次史料を用いて回答を試みる。そして、本研究を通して、SALT Iにおける日本の位置づけを明らかにすることを目的とする。

(2) 先行研究の検討

米ソ核軍備管理交渉における日本の位置づけについて、従来の研究では必ずしも十分に説明されていない。以下では、関連する文献を3つのカテゴリーに整理し、先行研究の検討を行う。

1つ目は、SALTと日本の関係について説明する研究である。これらの研究は、SALTに対する日本の対応および交渉進展に伴う認識の変化と、それへの国務省の対応を主として分析している。SALTに日本はどのように対応したのかについては、黒崎輝の研究に詳しい。黒崎によれば、「日本政府はニクソン政権のABM（弾道弾迎撃ミサイル、Anti-Ballistic Missile：ABM—筆者註）計画を核抑止力を高めるもの」と肯定的に評価していたが、SALTの進展によりABMが制限されるようになると、対中核脅威を訴え、米国に核抑止力の維持を積極的に求めていた⁸⁾。ここで見られるのは、核軍縮よりも「核の傘」を確保しようとする日本の姿であった。

この時期の日米協議をさらに詳しく分析し、国務省による対日再保障の過程を論じたのは吉田真吾の研究である。吉田は、72年7月に合意された戦略問題に関する日米協議の定期化が、71年から72年にかけて成立した米中・米ソ「二重デタント」という国際環境の変化により強まった日米相互不信の影響によって行われたと主張する⁹⁾。このうち、米ソデタントという国際環境の変化に該当するのが、まさしくSALTであった。黒崎と同様に、吉田は

づけられていたのかを指す。ゆえに、交渉政策決定過程やフロント・チャンネルにおける交渉議事録、バック・チャンネルにおける会談録に着目するものである。一方で「SALT政策における位置づけ」とは、SALTに関する対日政策における位置づけを指し、日米協議、ブリーフィング等に着目するものである。言い換えると、「SALT交渉における位置づけ」はソ連に対する日本の位置づけ、「SALT政策における位置づけ」は日本に対する日本の位置づけである。

8) 黒崎『核兵器と日米関係』176-181頁。

9) 吉田真吾『日米同盟の制度化：発展と深化の歴史過程』名古屋大学出版会、2012年、191-192頁。

SALTの進展に伴ったABMの制限により、日本が米国の核抑止力の信頼性に懸念を有したことを示した上で、さらに踏み込み、この日本に対する米国の再保障の過程を明らかにしている。日本は、核武装というオプションをオープンにしておく必要があると発言するほどの不信感を有していた。これに対し、国務省は、国際的評判という観点から対日防衛公約の意思を明確化したり、ソ連に対する米国の質的優位という角度から安心を取り付けたりするなどの心理的再保障を繰り返した¹⁰⁾。この延長線上に、戦略問題に関する日米協議の定期化が位置づけられるのであった。

しかしながら、SALTにおける日本の位置づけを分析するにあたって、上記の議論には限界が存在する。上記の研究はいずれも、SALTが日本に与えた影響およびその後の対応に着目するものであり、日本がSALTおよび日米関係をどのように理解しようとしたのかに関する一方向の分析である。詳しくは第1章で示すが、日本はSALT交渉開始以前から、同盟国として米国に自国の立場や要望を伝えていた。これらを米国はどのように受容し、位置づけたのであろうか。上記の研究の視点であれば、これらは分析対象から抜け落ちてしまうことになる。ゆえに、上記の視点に逆ベクトルの視点を加えて再検討する必要が生じてくるのである。

2つ目は、SALT I そのものに関する研究である。具体的には、対ソ交渉過程、政策決定過程、位置づけが挙げられる¹¹⁾。第1に、対ソ交渉過程につ

10) 同上、217-221頁。

11) 米国にとってのSALTの位置づけについては、本研究の域を超えるので、関連はするものここでは扱わない。以下の文献を参考のこと。梅本哲也『核兵器と国際政治1945-1995』日本国際問題研究所、1996年、第2章、第3章；吉田文彦『核のアメリカ：トルーマンからオバマまで』岩波書店、2009年、第2章、第3章；石川卓「核と安全保障」防衛大学校安全保障学研究会編『安全保障学入門』：岩田修一郎「米国核戦略の変遷」『国際政治』第90号、1989年3月；阪中友久「転換期の核抑止と軍備管理：その展望」『国際政治』第90号、1989年3月。William Burr and David Alan Rosenberg, "Nuclear competition in an era of stalemate, 1963-1975," Melynn P. Leffler and Odd Arne Westad, eds., *The Cambridge History of Cold War Volume II : Crises and Détente*, Cambridge: Cambridge University Press, 2010; Francis J. Gavin, *Nuclear Statecraft: History and Strategy in America's Atomic Age*, New York: Cornell University Press, 2012.

いてであるが、これらの研究はフロント・チャンネルおよびバック・チャンネルの交渉過程を米ソ関係の観点から明らかにしているものである¹²⁾。米ソ両国の利害の駆け引きや、交渉団あるいはヘンリー・キッシンジャー (Henry A. Kissinger) やアナトリー・ドブレイニン (Anatoly Dobrynin) といった交渉における個人の役割についての言及が多く、日本に関する記述は皆無に等しい。ゆえに、同盟国という視点から再検討し、フロント・チャンネル、バック・チャンネルを問わず、交渉の中で日本がどのように位置づけられたのかを検討する必要がある。

第2に、政策決定過程についてである。これらの研究はニクソン政権における外交・安全保障政策決定過程を明らかにするものや、関係省庁の利害の調整を行うニクソン・キッシンジャーの役割を明らかにするもの等、多岐にわたる¹³⁾。しかしながら、この政策決定過程において同盟国、とりわけ日本がどのように扱われていたのかは明らかになっていない。

3つ目は、ニクソン・キッシンジャーの外交戦略・手法に関する研究である。ニクソン・キッシンジャー外交といえ、米ソ間に横たわる諸問題を領

-
- 12) 斎藤直樹『戦略兵器削減交渉：冷戦の終焉と新たな戦略関係の構築』慶應通信、1994年；佐藤栄一『現代の軍備管理・軍縮：核兵器と外交1965-1985年』東海大学出版会、1989年；ストロープ・タルボット『米ソ核軍縮交渉：成功への歩み』加藤統一・茂田宏・桂誠訳、サイマル出版会、1990年。Raymond Garthoff, *Détente and Confrontation: America-Soviet Relations from Nixon to Reagan*, Washington D.C.: The Brookings Institution, 1994; Brian E. Kempfer, "History of Negotiations and Politics of Strategic Arms Limitation Talks (SALT)," Honors Projects, Vol. 40, 2013; Steven L. Rearden, *The Evolution of American Strategic Doctrine: Paul H. Nitze and the Soviet Challenge*, Colorado: Westview Press, 1984; Nicholas Thompson, *The Hawk and the Dove: Paul Nitze, George Kennan, and the History of the Cold War*, New York: Picador, 2009.
- 13) 石井修『覇権の罫り：米国のアジア政策とは何だったのか』柏書房、2015年；木村卓司・花井等『アメリカの国家安全保障政策：決定プロセスの政治学』原書房、1993年；宮脇岑生『現代アメリカの外交と政軍関係：大統領と連邦議会の戦争権限の理論と現実』流通経済大学出版会、2004年；浅川公紀『アメリカ外交の政治過程』勁草書房、2007年。Toby F. Dalton, "Armed for Arms Control?: Presidents, Bureaucrats and the Role of Government Structure in Policymaking," Ph. D diss., George Washington University, 2015; John D. Maurer, "An Era of Negotiation: SALT in the Nixon Administration, 1969-1972," Ph. D diss., Georgetown University, 2017; David Tal, "'Absolutes' and 'Stages' in the Making and Application of Nixon's SALT Policy," *Diplomatic History*, Vol. 37, No. 5, 2013.

域ごとに切り離さず、連関させて解決を図っていくというリンケージ (linkage) 戦略である¹⁴⁾。このグローバルな外交戦略を有する政権は日本をどのような戦略に組み込み、位置づけたのであろうか。潘亮は、「ニクソン政権は決して安全保障面で日本を軽視したわけでは」なかったとした上で、「従来の日米同盟の枠組みよりも、グローバルなレベルで展開されつつあった米中接近ないし米中ソ三極外交、並びに『ニクソン・ドクトリン』との連動で認識していた」と指摘する¹⁵⁾。その上で、添谷芳秀が指摘した「日米関係の二重構造¹⁶⁾」を踏襲している¹⁷⁾。しかしながら、これらの議論が登場してくるのは主として米中関係および米中ソ関係の文脈であり、日米ソ、SALTの文脈では分析がなされていない。この「日米関係の二重構造」は日米ソ関係、SALTという文脈でも同様のことが指摘しうるのか、検討が必要である。

以上要するに、SALTと日米関係に関する研究、SALT Iそのものに関する研究、ニクソン・キッシンジャーの外交戦略・手法に関する研究のいずれにおいても、米ソ核軍備管理交渉における日本の位置づけについて一貫した説明が与えられていない。この問題を解明するためには、従来とは異なる分析視角が必要であろう。

14) ニクソン、キッシンジャーともに、回顧録の中で大いに主張するほど自負していた戦略であった。リチャード・ニクソン『ニクソン回顧録①：栄光の日々』斎田一路・松尾文夫訳、小学館、1978年、37-38頁；ヘンリー・A・キッシンジャー『キッシンジャー秘録①：ワシントンの苦悩』斎藤弥三郎他訳、小学館、1979年、169-173頁。

15) 潘亮「ニクソン政権の対日安全保障政策：十字路口に立つ同盟と米国の選択」増田弘編『ニクソン訪中と冷戦構造の変容：米中接近の衝撃と周辺諸国』慶應義塾大学出版会、2006年、108頁。

16) 添谷が指摘した「日米関係の二重構造」とは、「ニクソン政権の対日政策には、世界政治のシステムレベルでの日本要因への対応と、アメリカの世界・地域戦略の大枠のなかでの日米二国間レベルにおける日本への対処という二つの異なった次元の政策が共存していたこと……さらに、前者のレベルでは国際政治における独立アクターとしての日本に対する根本的不信感が政策の規定要因であること、および後者の次元においては日本をアメリカの戦略を補強する同盟国として処遇するという」ものであった。添谷芳秀「米中平和と日米関係」『法學研究』第69巻第8号、1996年、15-17頁。

17) 潘「ニクソン政権の対日安全保障政策」108頁。

(3) 分析視角

本研究においては、3つの分析視角を設定する。第1に、SALT 交渉において日本がどのように扱われていたかという視角である。米ソ交渉において日本はどのような文脈で議論されたのであろうか。まさに、SALT 交渉における位置づけを分析する視角である。第2に、日米協議やブリーフィングにおける日本の主張が、どの程度 SALT に対して影響を与えていたかという視角である。日本は、予備交渉が始まる以前から米国へ SALT に対する主張を行っていた。これを米国はどのように受容したのか、すなわち SALT 政策における日本の位置づけを分析するのが第2の分析視角である。これら2つの分析視角を用いる際、留意すべき点が2点考えられる。1点目は、ニクソン政権内でも日本の位置づけが異なる可能性があるということである。2点目は、日本を脅威として位置づける場合、その脅威論にも種類があるということである。これらを留意することにより、日本の位置づけについての重層性が見てとれる。そして第3の視角は、SALT 交渉における日本の位置づけと SALT 政策における日本の位置づけにどのような差異があるのか、その結果何が生じたのかを分析するものである。この視角を採用することにより、日米ソ関係における「日米関係の二重構造」が存在するのかどうかを指摘することが可能になる。

(4) 構成と史料

本稿の構成は以下の通りである。

第1章では、SALT 交渉開始前、さらには交渉初期の期間を対象として米国内でどのような形で SALT に関する議論が行われ、そこに同盟国はどのように位置づけられたのかを明らかにする。とりわけ日本に焦点を当て、SALT において米国に求めていたことは何であったのか、それを同国はどのように扱ったのか明らかにする。

第2章では、交渉の停滞およびその打開、そして進展のあった時期を対象として SALT における日本の位置づけの重層性を明らかにする。その際、

SALT 交渉における位置づけと SALT 政策における位置づけの相違、日本脅威論の中身の相違に着目する。

続く第3章では、SALT I が結実するモスクワ・サミットの前後の時期を対象に、SALT 交渉および SALT 政策における日本の位置づけを明らかにし、SALT I 後も続く SALT における日米関係の構図を示す。

そして「おわりに」では、それまでの分析を踏まえて、SALT I への日本の位置づけ、日米関係の構図を捉え直す。

最後に、本研究が依拠する史料について述べておきたい。外交史研究である本研究は、日米両国の外交文書を論拠の中心としている。米国側の主たる史料としては、国立公文書館（メリーランド州カレッジパーク）、ニクソン大統領図書館（カリフォルニア州ヨーバリンダ）、ジョンソン大統領図書館（テキサス州オースティン）が保有する未公刊史料を用いている。加えて、国務省編纂の *Foreign Relations of United States* シリーズ、軍備管理軍縮庁（Arms Control and Disarmament Agency : ACDA）編纂の *Documents on Disarmament* シリーズ、柏書房の『アメリカ合衆国対日政策文書集成』シリーズ、民間研究機関であるナショナル・セキュリティ・アーカイブス（ワシントン D.C.）が編纂したデータベース（Digital National Security Archive）を活用している。

日本側の史料としては、主として外務省に対して行なった情報公開請求に基づいて公開された文書を活用している。日本側の史料が量の面で不足しているのは事実であるが、当時の新聞や雑誌を用いることで、その埋め合わせを試みた。

1. SALT の開始と日本の不安

本章では、ニクソン政権発足から SALT 交渉初期を対象として、同盟国の位置づけならびに日本の主張とその背景を明らかにする。

第1節では、ニクソン政権発足から SALT 予備交渉に向けた同盟国との協

議が始まる7月にかけて、米国政府内で SALT 交渉における選択肢についてどのような議論がなされ、同盟国がどのように位置づけられていたのかを明らかにする。つづく第2節では、同時期の日本は SALT に対して具体的にどのような態度を表明していたのか、外務省内における検討プロセスに着目し、この点を明らかにする。最後に第3節では、SALT の初期ラウンドをめぐる日米関係を取り上げ、SALT 政策における日本の位置づけが米国のアクター間でどのように共有されて、あるいは異なっていたのかを明らかにする。

(1) 米国の選択肢と同盟国への配慮

1967年3月2日、ジョンソン大統領は、攻撃または防衛核ミサイルに関する軍備競争を制限する方法についての話し合いを提案する旨の書簡をソ連側に送り、それに対する同意の回答をコスイギン (Aleksei N. Kosygin) 首相から受け取ったことを明らかにした¹⁸⁾。これが SALT の契機となった。しかしながら、米ソ両国ともに交渉する意欲はあるものの、会談で議題にあげるものについてはコンセンサスがあったわけではなかった¹⁹⁾。その後、ソ連によるチェコ侵攻が起こったこともあり、ジョンソン政権下において、ついに交渉は始まらず、その開始はニクソン政権下、69年の11月を待たねばならなかった。ただし、就任演説において「対立の時代は過ぎ去り、今は交渉の時代に入っている²⁰⁾」と喝破したニクソンも、SALT において何を交渉するのか等明確に考えを有していたわけではなかった²¹⁾。

69年1月20日に発足したニクソン政権は、対外政策決定においてホワイト

18) News Conference Remarks, "Discussions With the Soviet Union [Extracts]," March 2, 1967, *Document on Disarmament 1967*, Washington D.C.: U.S. G.P.O., 1968, pp. 108-110.

19) Paul H. Nitze, *From Hiroshima to Glasnost*, New York: Grove Weidenfeld, 1989, p. 288.

20) Richard M. Nixon, "Inaugural Address," January 20, 1969, The American Presidency Project, University of California, Santa Barbara, <<https://www.presidency.ucsb.edu/documents/inaugural-address-1>> (accessed on April 1, 2020)

21) ジョンソン政権期の国防副長官であり、SALT 交渉団の一員となるポール・ニッツェ (Paul H. Nitze) は、ニクソン政権樹立直後、ニクソンの軍備管理交渉の関心の低さを疑ったと回顧している。当初、軍備管理は他の問題に比べて低い優先順位であったという。Nitze, *From Hiroshima to Glasnost*, p. 239.

ハウスを中心に据えた政権として知られている。そこで重要な役割を担ったのが国家安全保障会議 (National Security Council : NSC) であった²²⁾。2月19日の NSC にて、初めて SALT についての討議が行われたが、何を SALT 交渉の材料にするかについてすらも意見の一致はなかった²³⁾。その後3月6日に、初めて SALT に関する国家安全保障研究覚書 (National Security Study Memorandum : NSSM) 28が出された。そこでニクソンは、来たる SALT 交渉において米国が取りうるオプションを求め、その際に戦略バランスを考慮するよう指示した²⁴⁾。ニクソン政権における SALT の本格的な検討はここから始まったのであった²⁵⁾。

当時ニクソンは、SALT 交渉の選択肢を模索する一方で、ABM については制限することを既に決めていたようである。大統領首席補佐官であったハーリー・ハルデマン (Harry R. Haldeman) は、「大統領は、ABM システムの建造を来たるソ連との軍備管理交渉において重大なバーゲニング・チップにしようと考えている」と日記に記している²⁶⁾。実際に3月14日、ニクソンはジョンソン政権期からのセンチネル計画を解消し、新たにソ連向けのセーフガードの配備ならびに個別誘導複数目標弾頭 (Multiple Independently-targetable Reentry Vehicle : MIRV) の実験継続を決定した²⁷⁾。ニクソンは記

22) ニクソン政権期の政策決定過程については、石井『覇権の翳り』；木村・花井『アメリカの国家安全保障政策』；宮脇『現代アメリカの外交と政軍関係』。Stephen Glain, *State vs. Defense: the battle to define America's empire*, New York: Crown, 2011, Ch. 9を参照のこと。

23) Minutes of a National Security Council Meeting, February 19, 1969, *Foreign Relation of the United States* [hereafter *FRUS*], 1969-1976, Vol. XXXII, SALT I, 1969-1972, Washington D.C.: U.S. G.P.O., 2010, no. 5.

24) National Security Study Memorandum 28, "Preparation of U.S. Position for Possible Strategic Arms Limitation Talks," March 6, 1969, National Security Study Memorandum [hereafter NSSM], Richard Nixon Presidential Library and Museum [hereafter RNPLM], <https://www.nixonlibrary.gov/sites/default/files/virtuallibrary/documents/nssm/nssm_028.pdf> (accessed on April 1, 2020)

25) NSSM-28ということから分かるように、これは28番目の研究指示文書であった。このことから、SALT に対する初期の政権の関心の低さが見て取れるだろう。

26) H.R. Haldeman, *The Haldeman Diaries: Inside the Nixon White House*, New York: Putnam, 1994, pp. 38-39.

27) Editorial Note, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXII, no. 6. センチネル・システムとセーフガード・

者会見で、「中国の脅威という観点から ABM の放棄は考えられない」と述べたが²⁸⁾、現実的に ABM 配備の長期的な見込みは決して良いものではなかったため、SALT において ABM を制限することに決めたのであった²⁹⁾。

NSSM-28に話を戻すと、この研究指示文書に基づいた研究が関連省庁で行われ、NSC に関連するそれぞれの場において議論が進められた。まず NSSM-28に基づくレポートを示したのは SALT 省庁間運用委員会 (Interagency SALT Steering Committee) であった。このレポートによれば、SALT の目的は米国の戦略戦力の目的と一致するものであり、それを低コストで行えるよう助力するものであった。その目的とは、①核戦争勃発の可能性を低下させること、②核戦争による破壊的な状況から自国と同盟国を守ること、③自国や同盟国にとって望ましい結果となるように核戦争を管理する能力を持つことの3つであり、SALT の目的にも同盟国への影響は考えられていた³⁰⁾。さらに同レポートは「NATO 諸国の反応」という節を設け、同盟国が抱く懸念について言及している。同委員会によると、NATO の同盟諸国は SALT の開始を歓迎する一方で、自国の安全保障に影響を与える可能性のある協定上の要素について主たる懸念を有しているという。具体的には、米国の抑止力に影響を与えるもの、ソ連の中距離弾道ミサイル (Intermediate-Range Ballistic Missile: IRBM) および準中距離弾道ミサイル (Medium-Range Ballistic Missile: MRBM) の配備場所の制限、第三国の核戦力に対する影響などであった³¹⁾。これらの懸念は、NATO 諸国に限らず後述するように日本

システムについて、ここで簡潔に説明しておく。センチネル・システムとは、ジョンソン政権期に配備することが決まった ABM システムであり、「ソ連からの大規模攻撃を迎撃することを想定せず、中国からの小規模核攻撃やソ連からの偶発的な小規模戦争を迎撃して国民の安全をはかる」ものであった。一方で、セーフガード・システムとは、ニクソン政権が打ち出した ABM システムであり、ソ連の攻撃から米国の核兵器を守ることに重点を置いたものであった。テクニカルな仕組み等については、吉田文彦『核のアメリカ』80-83頁。

28) 『朝日新聞』1969年10月26日付朝刊。

29) Garthoff, *Détente and Confrontation*, p. 150.

30) Paper Prepared by the Interagency SALT Steering Committee, "Summary of NSSM-28 Report," undated, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXII, no. 14.

31) *Ibid.*

も抱いていたものであり、米国の同盟国が抱いていた共通の懸念であったと言つてよい。逆に言えば、これら同盟国共通の懸念を米国は既にこの段階で大方把握していたのであった。

その上で、委員会は上記の目的を達成する選択肢を考えるために、まず米国がどの程度の ABM を許容するのか、MIRV を保有するのか禁止するのか、査察は国家的手段 (national means) によるものか現地査察か、といったことを考慮する必要があるとし、これらを踏まえ 4 つの軍備管理パッケージを提示した³²⁾。また、同時期に ACDA が NSSM-28 に対応した包括的な提案を行なったこともあり³³⁾、上記のレポートと合わせて検討委員会 (Review Group : RG) にて検討されることとなったが、結局何も決まることはなかった³⁴⁾。

ではなぜ、これほど選択肢が決まらなかったのであろうか。軍備管理の問題は多くの省庁・組織が関連するものであり、それぞれの立場毎に主張が異なっていたため、こうした NSC に関連する場が省庁・組織間の利害をめぐる内部対立の場になっていたことも背景にあった³⁵⁾。しかし、ここではこうした議論には踏み込まず、同盟国との関連で考えてみたい。

6月13日に行われた NSSM-3 についての RG において、この点が述べられている³⁶⁾。ニクソン政権における戦略戦力の基準として用いられる戦略的十分性 (Strategic Sufficiency) について議論をしていく中で、SALT との関連

32) Ibid.

33) Paper Prepared in the Arms Control and Disarmament Agency, "A 'Stop Where We Are' Proposal for SALT," June 11, 1969, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXII, no. 16.

34) Minutes of a Review Group Meeting, "NSSM 28—Strategic Arms Limitation Talks," June 12, 1969, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXII, no. 17.

35) タルボット『米ソ核軍縮交渉』113頁。Morton H. Halperin and Priscilla A. Clapp, *Bureaucratic Politics and Foreign Policy* 2nd ed., Washington D.C.: The Brookings Institution, 2006; Maurer, "An Era of Negotiation"などを参照のこと。

36) NSSM-3は、米国の軍事態勢と勢力均衡についての研究指示文書である。National Security Study Memorandum 3, "U.S. Military Posture and the Balance of Power," January 21, 1969, NSSM, RNPLM, <https://www.nixonlibrary.gov/sites/default/files/virtuallibrary/documents/nssm/nssm_003.pdf> (accessed on April 1, 2020)

において問題が生じた。それは戦略的十分性の4つ目の基準を示した、「小規模攻撃や偶発的なミサイル発射からダメージを制限する防衛システムを配備する」という文言を巡ってであった。この基準を採用した場合、ソ連とのSALT交渉において完全にABMを禁止する可能性を除外することになり、最初から選択肢を狭めるだけでなくMIRV軍拡競争の誘因にもなってしまう危険性があった。その一方でABM配備を完全禁止にすると、例えば中国のような国からの先制攻撃に対して米国民を守れないのではないかという懸念が噴出した³⁷⁾。言い換えれば、偶発的な攻撃が起こる可能性を完全には否定できないことから、セーフガードABMを部分的にでも維持しておく必要があるのではないかという同盟国と同様の懸念を、米国自身がABMとMIRVの関係を考える中で抱いたのであった。この点を米国自身の問題として認識したことが、より一層選択肢に関する考えを複雑化したと考えられる。

またRGにおいて、このNSSM-3に基づく研究は同盟国を守るために必要な戦略戦力について定義していないことも併せて指摘された。この定義を明確にしなければ、米国は同盟国の利益を守りうる軍備管理の選択肢をあげることはできないとされたのであった³⁸⁾。ここで明らかなことは、ニクソン政権発足後、①米国の軍事態勢の再検討、②SALT交渉に向けての選択肢の検討、③同盟国への信頼しうる抑止力の提供という3つのイシューを同時検討していく中で、それぞれが曖昧なままであり、さらに複雑に絡み合っているがゆえにベストな解答を見いだせていなかったということである。要するに、まだ全てが手探りの状態にあったと言えよう。

このような状況下で、キッシンジャーはSALTに関する同盟国へのアプローチについてニクソンに提案を行った。キッシンジャーは、同盟国との協議に関する米国のスタイルとして、①協議が嘘偽りのない、そして形式的では

37) Summary of the Study Prepared by the NSC Review Group, "Discussion of Issue for Decision and Follow-on Studies," June 13, 1969, Box H-22, H-Files, National Security Council Institutional Files [hereafter NSCIF], National Security Files [hereafter NSF], Richard M. Nixon Presidential Library and Museum, Yorba Linda, California [hereafter NL].

38) Ibid.

ないものであること、②同盟国に自国の立場を述べ、反応する機会を与えること、③同盟国からのヒアリングが終わるまで交渉オプションを選び出さないことの3つを強調した³⁹⁾。また、キッシンジャーは同盟国の首脳たちに協議プロセスの開始にあたって、そのアプローチを明らかにするためにメッセージを送ることが望ましいと考え、NATO 諸国の首脳たちに加え、日本の首脳にも送るよう提案した⁴⁰⁾。実際にこれらはニクソンにより承認され、米国は同盟国と SALT 協議を7月から行なっていくこととなる。

7月2日には、NSSM-28の後続文書となる NSSM-62が出された。NSSM-28に基づいたレポートや NSC での議論を参考にし、オルタナティブな交渉のオプションを準備するよう命じたものであった⁴¹⁾。この NSSM-28に則り議論を重ね、2回の NSC を経て、米国は4つの SALT オプションを作り上げた。この4つの選択肢が、後に日本との協議の際に用いられることとなる最初のオプションであり、これらはそれぞれ量的規制から質的規制に至るまでの段階的な規制案であった⁴²⁾。各案の概要は以下の通りである。第1案は、移動式陸上戦略攻撃ミサイルを禁止、ICBM および IRBM/ MRBM 発射台の数を凍結、MIRV に対する規制は行なわず ICBM の改善も規制しないもの、第2案は、陸上および海の戦略攻撃ミサイルを凍結、移動式陸上戦略ミサイルを禁止、MIRV の実験および展開は許可するもの、第3案は、MIRV を禁止し、ABM の下限を明確にして、その他の点は第2案と同じであるもの、最後に第4案は、地上および海の戦略攻撃ミサイル発射台を凍結、MIRV の禁止、すべての攻撃用および防御用戦略ミサイルおよび発射台の検証可能な特性を凍結するもの、という案が提示されていた⁴³⁾。これらを受けて、同盟国は米

39) Memorandum, Kissinger to Nixon, "June 25 NSC Meeting on SALT," June 24, 1969, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXII, no. 21.

40) *Ibid.*

41) National Security Study Memorandum 62, "Follow-on to NSSM 28 (SALT)," July 2, 1969, NSSM, RNPLM, <https://www.nixonlibrary.gov/sites/default/files/virtuallibrary/documents/nssm/nssm_062.pdf> (accessed on April 1, 2020)

42) 外務省 "ILLUSTRATIVE SALT ALTERNATIVES"、日付不明、外務省開示文書2018-00467。

43) 同上。

国に対して各国の意見を主張していくこととなる。以下では、同盟国の中でも日本に着目して考察を進めていく。

(2) SALT に対する日本の基本的立場

ニクソンが、米ソ関係は「対立の時代」ではなく「交渉の時代」に入ったと述べ、両国の関係改善が期待されるようになったとき、日本の外交・安全保障当局者は必ずしもこの趨勢をポジティブに受け止めてはいなかった。キューバ危機後、急激に強化されはじめたソ連の核戦力が米国と肩を並べるまでになっただけでなく、通常戦力（とりわけ海軍力）をも拡張し、アジアにおける影響力が増してきた時代であったからである。高坂正堯が指摘したように、「われわれがどのような感情を持っていても、今日米ソ両国のことを考慮に入れなければ、国家の安全はありえない」状況に日本はおかれていたのであった⁴⁴⁾。外務省は、ソ連がデタントを利用して影響力の拡大を図っていると認識した。したがって、日米政策企画協議を通じて、米国がソ連との関係改善を行うことに警鐘を鳴らすとともに、毅然とした態度でソ連の拡張への対抗策を打ち出すように要望していた⁴⁵⁾。その中でも特に戦略核戦力の分野において、外務省は日本の安全を担保するためにも、米国が優位を保つべきであるという姿勢をとった⁴⁶⁾。では、日本はこの時期、SALT に対して具体的にどのような態度を表明していたのであろうか。日本が米国に求めていたことは何であったのだろうか。以下、主として外務省内における検討プロセスに着目し、この点を考察する。

69年6月11日、ACDAのジェームズ・レオナード（James F. Leonard）次長代理は、在アメリカ合衆国日本国大使館（以下、在米日本大使館）の一等書記官であった浅尾新一郎に対し、①米国政府は7月前半までを部内打ち合わせおよび友好国との協議に当てる予定であること、②友好国との協議には

44) 高坂正堯「自立への欲求と孤立化の危険：1970年代の日本の課題」『中央公論』第84巻6号、1969年6月、73頁。

45) 吉田真吾『日米同盟の制度化』214頁。

46) 同上、215頁。

NATO、豪州および日本を考慮していることの2点を伝えた⁴⁷⁾。日本も SALT 協議の対象国であることがここで正式に伝えられ、併せてニクソン政権下においても協議を行なっていくことが明らかになったのであった。そして7月10日、ACDA のウィリアム・グライステーン (William H. Gleysteen) は浅尾の来訪を求め、以前より約束していた SALT に関する対日協議を15日から開始することを伝えた。15日の協議においては、ジェラルド・スミス (Gerald C. Smith) ACDA 長官より米国が考えている対ソ合意提案を複数説明の上、日本側のコメントを求めることになっていた。さらには、対ソ交渉開始後も交渉の進展に応じて随時協議を行っていくことが確認された⁴⁸⁾。そこで米国側から日本側に提案されたのが、第1節に前述した4つの SALT オプションであり、これらを受けて外務省は日本の立場および態度を表明していくこととなる。

では、この時期の日本政府は4つの交渉案に加え、SALT についてどの程度の情報を持ち合わせていたのであろうか。7月18日に行われた SALT に関する日米協議において下田武三駐米大使は、ABM と MIRV の関係はいかなものであるのか、また SALT における爆撃機の役割は何かと尋ねており⁴⁹⁾、この当時日本は、SALT に関するテクニカルな問題についての情報を持ち合わせていなかったことが分かる。同様に防衛庁も、SALT に関する要望事項の1つとして「米ソのミサイル及び ABM の能力を初め戦略兵器に関する技術的知識・情報は、従来、わが国に対しても秘匿にされてきたが、今後は、相互の安全保障の利益の見地から、関連情報を解除されたい」と述べており、ソ連はおろか米国の戦略兵器・システムに関する知識・情報も欠如

47) 下田大使発外務大臣宛「米ソ軍縮交渉等 (国務省内話)」6月11日、第1445号、外務省開示文書2018-00467。

48) 下田大使発外務大臣宛「米ソ・ミサイル交渉 (内話)」1969年7月10日、第2123号、外務省開示文書2018-00467。

49) Memorandum of Conversation [hereafter Memcon], “Part II—Consultations with Japan on SALT [Attached to Cover Memorandum Dated July 25, 1969],” July 18, 1969, Digital National Security Archive [DNSA], Japan and the U.S., 1960–1976, JU01096. (accessed on April 2, 2020)

していたのであった⁵⁰⁾。

このような状況の中、外務省国際連合局軍縮室は米国から提示されたSALT オプションと自国の用いる情報を頼りに、7月28日「日本としての基本態度」という文書を作成した。この文書は、米国案を検討する際の前提条件として考えられる外務省の基本的態度を示すものであり、それを基に米国案に対する意見を作り上げるためのものであった。外務省は、前提条件としての基本態度を5点挙げた。

- (1)日本国民は……核戦争の災禍が再び繰返されぬことを強く祈念している。従って、核戦争の危険を増大させるような核戦力の増強が行われることはこのまず、これを制限せんとする交渉が米ソ間に行われることを歓迎し、速やかに両国が合意に達し、有効な協定が締結されることを望むものである。
- (2)しかしながら、国の安全保障の重要な部分を占める核抑止力については、これを全面的に日米安全保障条約に基づいて米国のそれに依存しているわが国にとっては、その協定の帰結がわが国の依存している核抑止力を弱める方向に向かうことは望まない。
- (3)米ソ間の交渉は、両当事国間の交渉であると共に、世界の平和維持、関係国の安全保障に密接な関連を有するものであるから、日本としても無関心たり得ず、米国のわが国に対する意嚮打診を歓迎し、可能な限りの協力を行いたいと考える。
- (4)以上の基本的態度から、米ソ両国が相互に抑止力として必要と思われる戦略核戦力を保持することが（好ましいことではないにしても）現実世界に世界平和と与国の安全保障に寄与していることを認め、両国がそれを上回る戦力の増強を避け、可能な限りそれを相互に制限するよう合意に達することを強く希望するものである。
- (5)その場合、日本の立場としては、将来相当な発展が予想される中共の

50) 防衛庁「SALTに関する意見」日付不明、外務省開示文書2018-00467。

核戦力に対しても米国の十分な抑止力を保持するための配慮が織り込まれることを特に希求する⁵¹⁾。

これらの基本態度は、米国案に対する意見にも色濃く見て取ることができる。言い換えれば、唯一の被爆国であり核軍縮を推進していくべき立場である一方で、米国の「核の傘」に依存している同盟国である日本の現実的な立場がここに表れている。そして外務省は、米ソ両国に関する情報を持っていないので自国の安全保障にとって最も好ましい選択肢を指摘することは現実的に困難であるとし、基本的態度の(4)と(5)を希望する旨を改めて表明した上で、さらに3つの意見を出した。

1つ目は、中国の核戦力に対する配慮である。「米案が中共の核戦力増大の可能性についてABMで十分対処（しうるかどうか——解読困難なため、筆者の付記）戦略的均衡上の検討を行っていないことは近隣諸国に及ぼす影響について配慮が十分でないように受け取れる」ので、米国へ再考を要請したのであった⁵²⁾。前述した7月18日の日米協議においても同様の主張がなされていた。

2つ目は、非核保有国の心理的影響に対する配慮である。外務省は、提示された米案の中でも限定的制限案では実質的な戦略核兵器に一定の自由度が残されることになっているがゆえに、第三国に与える米国の抑止力の信頼性に影響を及ぼす可能性があることに懸念を抱く一方で、包括的制限案では米国優位の現状が固定化されるが、全面核戦争に至らないレベルでの武力紛争の際に、第三国に対する軍事支援の硬直化および将来における中国の核戦力増強への対処の余裕度が減少するかもしれないといった懸念があり、アンビバレントな立場であったことがわかる⁵³⁾。この点に関しては、高坂正堯によっても論評されている。「同盟国に与える影響……それは、客観的・軍事的

51) 外務省国際連合局軍縮室「日本としての基本態度」1969年7月28日、外務省開示文書2018-00467。

52) 同上。

53) 同上。

根拠に基づくものではなく、心理的影響であるだろうが……心理的要因がきわめて重要なので」あった⁵⁴⁾。

そして3つ目が、具体的な SALT 交渉で扱われることになるであろう主要なアイテムについてである。外務省は、第1案および第2案で米国が制限の対象としていなかった MIRV を規制の対象にするべきである旨を主張した。これは、① MIRV が完成し、配備されれば、その配備状況の把握は現地査察によらなければ不可能とみられ、将来の勢力均衡の評価を複雑にし、不確実性を増す要因になるため、② SALT の趣旨からすれば、弾頭数の増加を図ること自体矛盾していると言わざるを得ないためという2点に基づいていた⁵⁵⁾。以上から分かることは、日本が強く望んでいたのは、自国に提供されている米国の核抑止力にマイナスの影響が出てはいけないことに加え、中国の核戦力への配慮を含めた心理的な懸念を払拭するだけの何らかの措置であった。

この日本の態度および主張は、以降も度々確認されることになる。8月9日、外務省国際連合局軍縮室は「米ソ戦略制限交渉に関する日本側コメント」において、米ソ間に核戦力の制限に関する交渉が行われることを歓迎する一方で、現在の世界平和が米国戦略核の優位に基づく均衡によって維持されており、日本の安全が米国の核抑止力によって維持されていることも冷厳な事実であることを指摘し、ソ連、中国の奇襲に対する米国の第二撃能力が「適正に」維持されることを希望していた⁵⁶⁾。その上で、現在は核開発競争によって不安定要因が急速に増大しつつあるとし、その先尖をいくものが MIRV であると指摘した。「日本側は先ず強大な攻撃力を持つ MIRV が本交渉において真先に取り上げられ、規制の対象になるべきものと思われる。……米国ペーパーにおいては、第一・第二案共に規制の外におかれているが賛成し難

54) 高坂正堯「戦略兵器制限交渉の背景と展望」『国際問題』第85巻7号、1970年7月、8頁。

55) 外務省国際連合局軍縮室「日本としての基本態度」。

56) 外務省国際連合局軍縮室「米ソ戦略制限交渉に関する日本側コメント」1969年8月9日、外務省開示文書2018-00467。

い」と表明していたのである⁵⁷⁾。

さらに、同日に同じ軍縮室で作成された「米ソ戦略兵器制限交渉に関する資料」においては、より踏み込んだ具体的な脅威を以下の通り挙げている。

我が国は、ソ連もさること乍ら、中共からの脅威に対して大きな関心を払わざるを得ない。現在中共の核兵力は negligible であるかもしれないが、IRBM、MRBM は若干保有しているかもしれないし、近い将来 ICBM、ULMS 等を開発するかもしれぬ。中共の核戦力の保有は主として威信のためとも考えられるが、一方一発でもミサイル攻撃をもつ能力をもつということによる心理的影響力は無視しえないので我が国としては、極東における各均衡の保持の目的で米国のより一層の配慮を得たい⁵⁸⁾。

やはり、外務省が強調するものは中国の核戦力に対する懸念を払拭できる米国の核抑止力の維持であり、心理的不安の払拭であった。核軍備管理や核軍縮交渉あるいは協定の成立を歓迎しながらも、米国の優位性を確保しようとする日本の現実的な立場が見て取れる。日本政府が、不安に満ちた目で米ソの趨勢を眺めていたのはこうした理由からであった。これらの主張は、8月20日に正式に米国へ通達されることとなる。

(3) SALT 初期交渉と日米関係

外務省の SALT に対する基本的な態度および米国案に対する意見を受けて、在日アメリカ合衆国大使館（以下、在日米大使館）は、日本は SALT 交渉における米国の立場やその交渉の議論に影響を与えるものには何でも疑いなく関心を抱いていると認識していた⁵⁹⁾。そうした中で在日米大使館は、国

57) 同上。

58) 外務省国際連合局軍縮室「米ソ戦略兵器制限交渉に関する資料」1969年8月9日、外務省開示文書2018-00467。

59) Embtel 7022, Tokyo to Secretary of State [hereafter SoS], "SSC VI-Date and Agenda," August

務長官に対し、目下ニクソン政権が推し進めている ABM プログラムについての情報を提供するように提案した。すると国務省は10月15日に開催される予定であった第6回日米安全保障高級事務レベル協議 (Security Subcommittee:SSC) において、これまでの ABM システムであるセンチネル・システムと、ニクソン政権が導入することを決めたセーフガード・システムの違いについてのペーパーを用意することを決定した。このペーパーは、2つの ABM システムの違いがどれほど日本の安全保障に影響を与えるかという日本が抱く疑問に答えようと試みたものであった⁶⁰⁾。史料の関係で第6回 SSC の協議内容を知ることはできないが、9月5日に行われた NSSM-3 に基づく省庁間運用委員会において、米中間の核戦力バランスについて「米国は圧倒的な戦略核戦力の優位を保持し、中国の ICBM の脅威に対処する ABM を保有することになるので、高度な抑止力を持ちうる」と基本見解を示していることから⁶¹⁾、米国は日本に対して自信を持って ABM について説明することができたとみられる。このことが米国側の対応に対する日本側のポジティブな評価へつながったと考えられる。

さて、実際の米ソ交渉である。6月に米国は、ソ連が合意するならば7月末を目処に交渉を開始する旨を伝えたが、その期日が過ぎてもソ連からの反応はなかった。しかしながら、9月下旬にソ連がようやく反応を示したことから交渉の機運が高まり、11月17日にヘルシンキで予備交渉を開始することが米ソ両国間で決定した⁶²⁾。予備交渉にあたって、ACDA 長官であるスミスを筆頭に、ACDA 副長官のフィリップ・ファーリー (Philip J. Farley)、国防

27, 1969, 石井修・我部政明・宮里政玄監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第 XIII 期 日米外交防衛問題1969年』(以下、『集成13』のように表記) 柏書房、2003年、第7巻、196頁。

60) Deptel 151741, Department of State to Tokyo, "SSC VI-Agenda," September 1969, 石井・我部・宮里監修『集成13』第7巻、198頁。

61) Paper Prepared by the NSSM 3 Interagency Steering Group, "U.S. Military Posture and the Balance of Power," September 5, 1969, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXIV, National Security Policy, 1969-1972, Washington D.C.: G.P.O., 2011, no. 45.

62) 佐藤栄一『現代の軍備管理・軍縮』121頁；竹本周平「ニクソン政権の対ソ・テラント政策の研究：戦略兵器制限交渉とサミット交渉の考察を中心に」『言語・地域文化研究』第16号、2010年3月、135頁。

総省代表のニッツェ、統合参謀本部 (Joint Chief of Staff : JCS) 代表のロイヤル・アリソン (Royal B. Allison)、ルウェリン・トンプソン (Llewellyn E. Thompson) ソ連大使、ハロルド・ブラウン (Harold Brown) カリフォルニア工科大学長の計6名が米国の交渉代表団として組織された⁶³⁾。

11月14日、米国は日本に予備交渉の開始に先立って、SALT 交渉に向かう米交渉代表団に対するニクソンのメッセージ要旨を内報した。これは11月12日に出された国家安全保障決定覚書 (National Security Decision Memorandum : NSDM) 33に基づくものであり⁶⁴⁾、このメッセージが、これから始まる交渉に対するニクソン政権の考えや方向性を示すものであると考えても良いであろう。具体的には以下の点が示されていた。

- (1)米代表団は^{ママ}し上^{ママ}まれにみる困難かつ重大な職務に従事せんとしている。
- (2)歴^{ママ}し上^{ママ}戦争及び危機は武器の存在自体によ^{ママ}つてひきおこされるものではなく、一方的利益を追求することによ^{ママ}つて生じるものである。
- (3)米ソがお互いに相手の正当な安全保障にかかわる利益を認める立場をとるならば、米ソ相互の安全保障に役立つであろう。
- (4)米国は自国及び同盟国の安全に必要かつ^{ママ}じゆう^{ママ}分な戦力を維持する方向である。ソ連も自国防衛の責任を負^{ママ}つている。
- (5)米ソ相互にとり受^{ママ}だ^{ママ}くし得る方向で戦略兵器の制限及び削減を^{ママ}図^{ママ}ろうとするものである。
- (6)米ソとも本件交渉を真^{ママ}げ^{ママ}んに、かつ目的意識をも^{ママ}つ^{ママ}てすい行自信を持^{ママ}つ^{ママ}ている。
- (7)米国は本件交渉に際し一方的利益の達成を^{ママ}図^{ママ}ろうとするものではない。

63) Editorial Note, *FRUS*, 1969–1976, Vol. XXXII, no. 41.

64) National Security Decision Memorandum 33, “Preliminary Strategic Arms Limitation Talks,” November 12, 1969, NSDM, RNPLM, <https://www.nixonlibrary.gov/sites/default/files/virtuallibrary/documents/nsdm/nsdm_033.pdf> (accessed on April 2, 2020)

く、また米ソ以外の第3^{ママ}國に対し利益をもたらさないようにするつもりである。

(8)交渉の結果は何人も予測し得ないが^{ママ}、公正な合意に達するよう真げんに努力する。戦略兵器制限は米ソ双方にとり利益であると信ずる⁶⁵⁾。

17日に発表予定であったこの文書を前もって通告しただけでなく、(2)および(3)、(4)といった、日本が米国にコメントした内容と通ずるものを含んでいることから、同盟国日本に対する心理的配慮が行われたと考えられる⁶⁶⁾。

また同日、ACDAのグライスティーンは、浅尾一等書記官に対しSALTに関する資料を手渡した。その資料は、「14日ブラッセル^{ママ}においてNATO諸國に対し本件交渉につきブリーフを行うところ、同様のブリーフを日本側にも行う目的をもつて作成したもの^{ママ}」であった⁶⁷⁾。その資料の中では、ヘルシンキにおける交渉は予備的なものであり、米側としては具体的提案をしないこと、完全非公開で交渉を進めること、同盟国に通達済みである合意の例示案を提示する用意があること、ソ連の考え方を引き出し、戦略関係の安定化へ利するように交渉すること、今後とも交渉の進捗を振り返り同盟国と協議する意向であること、同盟国の米国に対する信頼感を弱めたりするような合意を結ぶつもりはないこと等、米国の方針が挙げられていた⁶⁸⁾。さらに、この資料を手渡す際にグライスティーンは、「質問があれば在京米大使館に対し提起していただいても結構であり、また約束済みの通り、今後も進展に応じ

65) 下田大使発外務大臣宛「米ソミサイル交渉（米大統領メッセージ）」1969年11月14日、第3687号、外務省開示文書2018-00467。

66) 一方で、ここで米国が用いている「利益」と日本が想像している「利益」が必ずしも一致していたかどうかは分からない。日本はSALTにおける「利益」を想像しているように見えるのに対し、米国はより広く捉えている可能性があるからである。とりわけ(2)および(3)は、ニクソン・キッシンジャー外交・安全保障政策に共通する基盤であり、SALTのみに関する考え方はなかった。Gavin, *Nuclear Statecraft*, pp.105-106; Tal, "Absolutes' and 'Stages' in the Making and Application of Nixon's SALT Policy," pp. 1094-1102.

67) 下田大使発外務大臣宛「米ソミサイル交渉（対日協議）」1969年11月14日、第3700号、外務省開示文書2018-00467。

68) 同上。

てずい時日本に通報乃至協議する意向である旨」を改めて付言した⁶⁹⁾。

11月17日に始まった SALT 予備交渉は、12月22日までフィンランドのヘルシンキで開催された。予備交渉は、どちらの国にとってもゼロサムゲームになることは避けるように行われた⁷⁰⁾。しかし一方で、両国とも自国にとって大きなアドバンテージが得られるような協定を追い求める姿が見て取れたのであった⁷¹⁾。予備交渉の内容を要約すると以下の通りである。米国は攻撃兵器に強い関心を抱き、ソ連は防御兵器に強い関心を抱いていた。米国側は、量的制限と質的制限の双方を組み合わせた案を提示し、予備交渉において ICBM および SLBM (潜水艦発射弾道ミサイル、Submarine-Launched Ballistic Missile: SLBM) の数を制限の対象とすることで一致した。また、ABM および MIRV については、規制の検証手段を巡っての意見が米ソで分かれた。ソ連は自国の有する手段 (national means) で検証できるもののみ協定を作るよう主張したが、米国は現地査察等、他の手段も必要である旨を変えなかったからである。さらに、米国側は IRBM および MRBM の制限についても提案したが、ソ連は難色を示した。米国はこれらの概況⁷²⁾を12月23日に日本へ伝えたのであった⁷³⁾。そして、これらを踏まえ、米国はさらなる同盟国との協議の上、自国案を精査していく旨を伝えた⁷⁴⁾。一方日本は、予備交渉に関する米国の説明に対して特別なコメントはしていない。

米ソ両国は予備交渉を終えて、続く本交渉 (第2ラウンド) を70年4月16日からオーストリア・ウィーンで開催することを決定した。第2ラウンドに

69) 同上。

70) Rearden, *The Evolution of American Strategic Doctrine*, p. 65.

71) Thompson, *The Hawk and the Dove*, p. 232.

72) スミス交渉団長からニクソンへ交渉内容に関するブリーフが、12月9日付で届いており、その中身はのちに行われる日本へのブリーフとほとんど変わらないものであった。ゆえに、予備交渉に関する同盟国への通告はきちんと行われていたことがわかる。Letter from Smith to Nixon, no title, December 9, 1969, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXII, no. 44.

73) 外務省国際連合局軍縮室「米・ソ戦略兵器制限交渉の経緯の概要」1971年10月20日、外務省開示文書2018-00468。

74) 下田大臣発外務大臣宛「米ソ・ミサイル交渉 (報告)」1969年12月24日、第4115号、外務省開示文書2018-00467。

において、米国側は予備交渉を踏まえ、より具体的な案を提示した。それは、ABM と MIRV の規制を組み合わせたものであった⁷⁵⁾。しかしながら、基本的に本ラウンドにおける進展はなかった。ICBM と SLBM の数を制限対象にすることについては米ソで一致したが、IRBM および MRBM の制限提案についてはソ連からの同意が得られなかった。ABM および MIRV については、査察についての溝が埋まらず対立が続いていた。米国は NSDM-51 に基づき、国家指揮権限 (National Command Authority : NCA) レベルに制限しようと努めたが、ソ連側の同意が得られなかったのである。

上記の内容を米国は 4 月 24 日に日本に知らせた⁷⁶⁾。それに対し、日本側は 5 月 20 日に防衛庁との協議の上、米国へコメントをしている。そこでは、「わが国の安全保障」を考慮されること、ソ連の IRBM、MRBM の一部は日本を射程内においているので交渉されること、中国の核戦力を考慮されること、といった従来と同じ主張を続けたのみであった⁷⁷⁾。

このように、米国は予備交渉開始前ならびに第 2 ラウンドのはじめに日本に対して、その交渉でとるスタンスや案を通告しており、間接的とはいえ日本を SALT に組み込むことによって、心理的疎外感および懸念を払拭するように努めていたことが分かる。これを担当していたのは国務省と ACDA であった。

その一方でニクソンは、SALT 政策における日本の位置づけに関して必ずしも明確な方針を持っていなかったようである。ニクソンがこの時期、日本に言及する際の多くは、「グアム・ドクトリン」に沿った日本の軍事的負担増、潜在力への期待の文脈であった⁷⁸⁾。11 月 19 日から 21 日にかけて行われた佐藤・

75) (A) A "Limited" Agreement, (B) "Comprehensive I" Agreement, (C) "Comprehensive II" Agreement, (D) "Reduction" Agreement の計 4 つの案を挙げている。具体的な内容については "SALT Option," April 9, 1969, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXII, no. 68 を参照のこと。

76) 外務省国際連合局軍縮室「米・ソ戦略兵器制限交渉の経緯の概要」1971年10月20日、外務省開示文書2018-00468。

77) 同上。

78) 「グアム・ドクトリン」とは、ニクソンがグアムにて行った非公式会見の中で語った新たなアジア政策の指針である。「米国は地理的に太平洋国家である」としながらも「アジアの諸国

ニクソン会談において、ニクソンは「もし日本が米国・ソ連・西欧・中国という4つのグレート・パワーに、『5本目の指』として加わることができれば、世界はより一層平和になるだろう」と述べ、日本の潜在力に期待した立場の増強を望み、佐藤を困惑させた⁷⁹⁾。その後 SALT が議題に上ったとき、ニクソンは、佐藤には世界のリーダーとして今後米国が取りうる行動を理解する一助となる米国の考えを知っていて欲しいとし、自身の考えを述べた。それによれば、「我々の目的は、ミサイルの配備および生産を制限することであり、世界の危険性を低下するのと同様に、自国経済における軍事兵器の負担を削減すること」であった⁸⁰⁾。しかしながら重要な点は、これらの前提として、「日本を SALT に巻き込むつもりはない」とニクソンが述べていた点である⁸¹⁾。要するに、同盟国であり今後の勢力均衡の一翼を担う日本に、情報提供はするけれどもそれ以上の関与はさせるつもりはないととれる発言をしていたのであった。

しかし、日本を SALT に関与させないというのがニクソンの考えであったかと言われれば、これも必ずしもそうではないように思われる。70年2月18日の外交教書演説において、ニクソンは以下のように述べている。

SALT 交渉は、NATO の同盟諸国ならびに日本にとって基本的かつ重要な安全保障の問題を含意している。我々は、これらの国々と十分に協議し、交渉のあらゆる段階でその意見や知見を取り入れている。7月に

が米国依存するような政策は避ける必要がある」と述べ、とりわけ以下の3点を強調した。① 現行の条約上の責任を果たす、②核の脅威に対しては核抑止力を提供する、③通常戦力による軍事衝突については第一義的責任を同盟国が負うことを期待する。Richard M. Nixon, “Informal Remarks in Guam With Newsmen,” July 25, 1969, The American Presidency Project, University of California, Santa Barbara, <<https://www.presidency.ucsb.edu/documents/informal-remarks-guam-with-newsmen>> (accessed on April 2, 2020)

79) Memcon, “(1) Textiles; (2) Trade and Capital Liberalization; (3) Japan’s Role,” November 20, 1969, *FRUS*, 1969–1976, Vol. XIX, Part 2, JAPAN, 1969–1972, Washington D.C.: U.S. G.P.O., 2018, no. 31.

80) Ibid.

81) Ibid.

我々は、SALT が全般的な戦略の均衡とどのような関係にあるのかを同盟国ときわめて詳細にわたって討議し、その時点で我々が考えた様々な選択肢を示した。11月の上旬には、SALT の第一段階に向けた態度について、さらなる詳細な協議を行った。交渉の進展に伴い、我々は引き続き同盟諸国と密接に協力していくつもりである。我々は、自国の安全が同盟諸国の安全とは切り離せないものと考えている⁸²⁾。

ニクソンは、NATO 同盟諸国ならびに日本と十分な協議を行い、意見や知見を取り入れ協力していくと述べており、「日本を巻き込むつもりはない」という発言とは齟齬が生じている。どちらに真意があったかどうかは分からない。単に同盟国に対するマネジメントの一環として日本への対応を行っていた可能性もある。いずれにせよ、前述のようにニクソン自身の発言は揺れており、積極的に日本へアプローチを行う国務省・ACDA とのスタンスとも異なっている。また、この時点までの SALT に関する NSC の会議議事録からニクソン自身が日本について言及しているところは管見の限り見つかからないことから、ニクソン自身が SALT と日本という関係については確固たる考えを持っていなかったと考えることができるだろう。

一方、同時期の日本の政治指導者たちは SALT に関してどのような考えを持っていたのだろうか。佐藤は、「平和の維持、増進のためには、一面において抑止力を持つと同時に、他面において緊張緩和政策を推進することが必要である」と指摘しており、SALT の重要性を認識しているものの、前者の抑止力の担保の重要性をより語っていた⁸³⁾。愛知揆一外務大臣は、「米ソ間で SALT 交渉が進んでおりますが、これなどはわが国としても非常に重大な関心を持って見詰めているわけでございます」と述べてはいるものの、「米

82) First Annual Report to the Congress on United States Foreign Policy for the 1970's, February 18, 1970, *Public Papers of the Presidents of the United States: Richard Nixon 1970*, Washington D.C.: U.S. G.P.O., 1971, no. 45.

83) 第63回国会衆議院予算委員会第3号議事録、1970年2月18日、国会会議録検索システム、<http://kokkai.ndl.go.jp/> (2020年6月4日最終閲覧)

ソのいわゆる SALT 交渉につきましては、まあ非常にこの戦略兵器の問題でございまして、両国の間で秘密を保ちながら話し合っておりますから、的確な情報を申し上げるほどのものは持ち合わせておりません」と情報の欠如を背景に、「希望的にいえば、この成果が日ならずしてあがるというようなことになれば、全体のわれわれの希望に対しては数歩前進することになるのではないかと思います」と希望的観測を述べるにとどまっているのが実情であった⁸⁴⁾。政治指導者たちは、漠然とした関心を有してはいるものの具体的な考えを述べることはなかった。というよりも、そもそも述べるための情報をも持ち合わせていなかったことは、愛知の発言を待たずとも第1章2節の外務省の状況から、想像に難くないだろう。

2. SALT の進展と米中和解——日米関係の動揺

本章では、SALT 中盤の米ソの動きに関連した日本の主張を検討すると同時に、米国の SALT 交渉および政策における日本の位置づけや同国の対日観を取り上げる。

第1節では、停滞する SALT の過程を概観したのち、その状況に対して日本が行った主張とは異なった方向に米ソが進んでいく過程を明らかにする。つづく第2節では、米中和解が SALT にもたらした影響および SALT 交渉における日本の位置づけに着目し、米中和解と米ソ共同声明という二重の出来事が日本の不信感を高めたことを明らかにする。最後に第3節では、高まった日本の不信感に対するニクソン、國務省、キッシンジャーの対応を明らかにし、SALT 交渉および SALT 政策に関連した対日政策の思想的背景を明らかにする。

84) 第63回国会衆議院予算委員会第5号議事録、1970年2月23日、同上；第63回国会参議院予算委員会第5号議事録、1970年3月23日、同上（2020年6月4日最終閲覧）

(1) SALT の停滞、進展と日本

70年8月14日に終わりを迎える第2ラウンドの終盤において、米国はキッシンジャー主導により、新たな選択肢をソ連へ提示していた。これは、すでに米国が行った提案では合意に達することが不可能であると認知したがゆえに、新たに最重要戦略兵器システムの数の制限にフォーカスした協定を追い求めようとしたものであった⁸⁵⁾。8月4日、この提案は正式にソ連へ通達されたものの、拒否された。同国にとってその提案は不適切であり、一方的なものであったのである⁸⁶⁾。こうして第2ラウンドは幕を下ろし、その後、米ソ交渉はしばらく行き詰まり (stalemate) の時期を迎えることになる。

ここで、つづく米ソ交渉を概観する前に、第2ラウンドの後半に行われた日米協議の様子を見ておきたい。7月14日に開催された第7回 SSCにおいて、SALTが議題にあがっていた。そこでは、下田大使の質問にファーリー ACDA 副長官が回答する形で、NSDM-69に基づいた最新の米国案についての説明が行われた。下田は、これまで日本が行ってきた主張を確認するだけでなく、米国案に関する疑問点を提示した。その最たるものは、やはり中国の核戦力に対する抑止についてであった。下田は、「ABMの管理を含めたSALTが結実した場合、その協定は、将来における中国の脅威を抑止することはできるのか」と問いただしている⁸⁷⁾。それに対し、ファーリーは「この件については慎重に検討を行った。ソ連が主たる戦略システムによる抑止に頼るのであれば、それは可能であるという結論であった。そして、基本的な(抑止の)信頼性は、圧倒的な戦略システムの優位性にあると言えるだろう」と述べた⁸⁸⁾。ここで見られたのも、中国の核戦力増強に恐怖感を抱く日本と、それへの配慮を行っていく米国の姿であった。第2ラウンド開催中に、中国

85) National Security Decision Memorandum 69, "New Instructions for SALT," June 9, 1970, NSDM, RNPLM, <https://www.nixonlibrary.gov/sites/default/files/virtuallibrary/documents/nsdm/nsdm_069.pdf> (accessed on April 3, 2020)

86) Nitze, *From Hiroshima to Glasnost*, p. 312.

87) Deptel 125822, Department of State to Tokyo, "SSC VII-SALT," August 5, 1970, 石井・我部・宮里監修『集成15』柏書房、2004年、第5巻、219-222頁。

88) Ibid.

が人工衛星の打ち上げに成功したことからも、朝日新聞が「SALT 交渉がさらに進むにつれ中国の動向が影響を与えることは避けられないだろう」と論評したように⁸⁹⁾、日本としては中国の脅威がより身近に感じられるものとなったことが再主張の背景にあると考えられる。

さらに下田は、米国の最新案が IRBM・MRBM の制限を含まない協定案になっていることへの懸念を表明し、その理由を尋ねた。ファーリーは、IRBM・MRBM に関する協定を諦めることが、米国が有する「複数の選択肢の中で、最善の選択肢であった」と答えた。その上、もし IRBM・MRBM の協定を押し進めるのであれば、「米国が必ず維持しなければならない前方展開航空戦力を諦め」なければならなくなると説明した⁹⁰⁾。しかし、後に見るように実際のところ IRBM・MRBM の提案を米国は第3ラウンドでも行っている。ただし、合意には至らず、むしろ合意に達しなかった要因の1つとなってしまったようである。

第3ラウンドは、11月3日から12月18日までヘルシンキにて行われた。このラウンドは、米交渉団の一員であったニッツェによれば「SALT I において、最悪のラウンドであった」という⁹¹⁾。外務省も「右会期においては、規制に含めるべき兵器の種類等に関し、事務的折衝を繰り返したのみで注目されるべき成果は見られなかつた様子である」とコメントしている⁹²⁾。同ラウンドにおいて米ソの隔たりが埋まらなかったのは、①攻撃兵器に関する協定と防衛兵器に関する協定を一括の協定とするのか、分離した協定とするのか、②攻撃兵器を制限する際に用いる「戦略」兵器の定義についての2点であった⁹³⁾。1点目については、米国が一括の協定を望み、ソ連が攻撃兵器と切り離して、まず ABM 規制のみに集中することを望み、合意に達することは

89) 『朝日新聞』1970年8月15日付朝刊。

90) Deptel 125822, 石井・我部・宮里監修『集成15』第5巻、219-222頁。

91) Nitze, *From Hiroshima to Glasnost*, p. 312.

92) 外務省国際連合局軍縮室「米・ソ戦略兵器制限交渉の経緯の概要」1971年10月20日、外務省開示文書2018-00468。

93) 同上。

きなかった。2点目についても、規制の対象に前方展開航空システム等を含めるよう望むソ連と、IRBM・MRBM等を含めるよう望む米国の意見の相違は埋まらなかった。まさに、米ソ交渉の行き詰まりであった。この内容が71年1月21日に米国から日本に対しブリーフィングされた。

このブリーフィングを踏まえ、田中弘人ジュネーヴ軍縮委員会日本政府代表が、3月2日の軍縮委員会において日本側の立場を以下のように表明した。

一昨年ヘルシンキで予備交渉が行なわれて以来、既に第3ラウンドを経過し3月15日からウィーンにおいて第4ラウンドに入る予定にな^{ママ}っている。しかしながら現在本交渉の見通しも明確ではないということは喜ばしいことではない。わが国は米ソ両国が一方では交渉を行いつつ、他方では戦略兵器の質的改善を急速に行いつつある現状を深く憂慮するものである。わが国は、もし米ソが当面右交渉を、例えば戦略核ミサイルの開発、実験、展開の如き、質的制限には事実上及ばせることができないのであれば、この交渉が国際平和と安全の維持にとつて如何程貢献するかは疑問なしとせず、交渉の意義は薄れざるを得ない。このような見地から、……質的制限についても早急に解決するよう要請する⁹⁴⁾。

日本が懸念していたのは米ソ交渉の停滞と、その間に行われる戦略兵器の質的改善、すなわち MIRV の問題であり、米ソ交渉の進展と同時に MIRV の制限を期待していたのであった。また、同時期の国会において愛知外相も、具体的な懸念事項に言及はしていないものの、SALT の行き詰まりに対して言及し、その前進への期待を訴えた。

そうして当然のことでございますけれども、一方において米ソ間の SALT 交渉の進展に対する期待を——これは政治的な問題ですけれども、大いに日本といたしましても、これの何とか話し合いが具体化すること

94) 同上。

について、積極的な態度を示していきたい⁹⁵⁾。

しかしながら、米ソは日本が望む方向には動いていなかった。両国は、MIRVよりもABMを優先して交渉を進めていくこととなるのである。1月9日、キッシンジャーは、SALTに関してニクソンが新たな決定をした旨をドブレインに伝えた。その決定の中身とは、まずABMに関する協定を作り、それに続いて攻撃兵器を制限する協定を作る考えを示したものであった⁹⁶⁾。もしソ連がこれを進めていくつもりがあるのであれば、米国は次のウィーン・ラウンドが始まる前に基本的な諸問題に取り掛かる用意があるので、書簡のやりとり等進めることができるという主旨であった。このようにして、キッシンジャー・ドブレイン間のバック・チャンネルが本格的に始動していくこととなる⁹⁷⁾。

そして1月23日、ドブレインは9日の米国の提案にソ連側が合意したことを明らかにした⁹⁸⁾。その後、バック・チャンネルにおいて交渉を重ね、そして3月16日にはニクソン・キッシンジャーが米国交渉団を経由せず、防衛兵器と攻撃兵器の問題および協定を分離することに合意した⁹⁹⁾。ただし、この合意はABMに関する協定のみを意図したものではなかった。

(2) 米中接近、米ソ共同声明と高まる日本の不信感

71年1月以降、米ソがSALTの再検討に入り、交渉の行き詰まりが解消されだした時、ニクソン・キッシンジャーは戦略関係を大きく変容させるもう

95) 第65回国会衆議院外務委員会第5号議事録、1971年3月2日、国会会議録検索システム(2020年6月4日最終閲覧)

96) Memcon, no title, January 9, 1971, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXII, no. 124.

97) このタイミングで、ニクソンがSALTに関する米国の姿勢を再検討し始めた理由としては、再選に向けての行動といった内政上の理由が指摘されている。Tal, "‘Absolutes’ and ‘Stages’ in the Making and Application of Nixon’s SALT Policy," p. 1108.

98) 竹本「ニクソン政権の対ソ・デタント政策の研究」136-137頁。

99) Editorial Note, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXII, no. 141; Thompson, *The Hawk and the Dove*, p. 233.

1つの大きな行動をとろうとしていた。米中和解である。この米中和解は、SALTにも大きな影響を与えることとなる。

ニクソン政権になってから初めての米中公式会談は、70年1月20日に行われた¹⁰⁰⁾。政権発足当初から中国との接近に関心を示していたニクソンは、ワルシャワにおいて米中会談を継続した。会談を重ね、さらには「ピンポン外交」を行うなど、米中は確かに接近していた。その様子はソ連にとって、米国の主軸が米ソの関係から米中に移ってしまうように思えるものであった¹⁰¹⁾。すでに69年の12月、米中関係についてドブレイニンはキッシンジャーに対し、「実に何を企んでいるのだ。ソ連を苛立たせようとしているのではないか」と問うていた¹⁰²⁾。71年4月27日には、自ら米国の中国政策についての議題をあげ、キッシンジャーに対し自国の懸念を表明した。そこでは、米国が「中国へと推移していくことを、ソ連への脅しとして使わないように希望」することが伝えられ、米国の行動に対するソ連内部の反応は非常にネガティブなものであると、ドブレイニンは荒々しく (very violent) 述べた¹⁰³⁾。まさに、「SALTにさす中国の影」であった¹⁰⁴⁾。

同時期、キッシンジャーは米中の軍備管理に関するプロポーザルを要求していた。それに基づき、3月16日に提示された文書には、①米中軍備管理は、中国との関係改善を追い求めるという大統領の政策を追求することができる、②米中ソというトライアングルの関係から考えても、これらは重要な一部分であり、SALTと釣り合うものである、③日本が有する中国の核戦力増強といった懸念を減少しうる、④決してアンチ・ソ連のものではないといっ

100) ヘンリー・A・キッシンジャー『キッシンジャー秘録③：北京へ飛ぶ』斎藤弥三郎他訳、小学館、1980年、114頁。

101) Tal, "Absolutes' and 'Stages' in the Making and Application of Nixon's SALT Policy," pp. 1110-1111.

102) Memcon, "Conversation with Soviet Ambassador Dobrynin," December 22, 1969, *Soviet-American Relations: The Détente Years, 1969-1972* [hereafter SAR], Washington D.C.: U.S. G.P.O., 2007, no. 40.

103) Memcon, no title, April 27, 1971, SAR, no. 147.

104) 『朝日新聞』1971年3月14日付朝刊。

た内容が示されており、核軍備管理政策の文脈にも中国を組み込むようになったのであった¹⁰⁵⁾。

ここでもう1つ指摘しておかなければならないことがある。それは、米中接近ならびに核軍備管理政策に中国を組み込んだことにより、米国の核軍備管理政策に日本が登場するようになったことである。まさに多くの先行研究が指摘するように、日本は米中接近ならびに米中ソトライアングル外交の文脈で語られるときに重要性を増すのであった¹⁰⁶⁾。それは核軍備管理政策、SALTの文脈においても同様であった。特に「グアム・ドクトリン」、頭ごなしの米中接近、これらに伴う日本の自主核武装論といったものと絡み合いながら、SALTと日本に関して様々なアクターが様々な主張を行っていくこととなる。詳しくは次節で言及するが、ここでは、SALT交渉において日本が言及されだした文脈を確認しておきたい。

キッシンジャーがドブレイニンに、SALTに関する再検討を行うつもりがあるということを伝えた1月9日の会談において、キッシンジャーは東アジアに関する興味のある話をしたとドブレイニンは述べている。その内容は、以下の通りである。

今日においては、中国よりむしろ日本の方が70年代の東アジアにおいて重要かつ支配的な役割を果たすのではないだろうか。しかしながら80年代になると中国は日本に追いつくだろう。米国が特に懸念しているのは日本と中国の連合、あるいは同盟といったものの出現である。これに打ち勝つのは難しい。日中はこれらを考え出してはいるものの、今のところ見ては取れない¹⁰⁷⁾。

105) Memorandum for Kissinger, "China and Arms Control-Information Memorandum," March 16, 1971, Folder 1, Box H-53, H-Files, NSCIF, NSF, NL.

106) 吉田真吾『日米同盟の制度化』第4章：潘「ニクソン政権の対日安全保障政策」；添谷「米中和解と日米関係」を参照のこと。

107) Memcon, no title, January 9, 1971, SAR, no. 110.

ここで示されているのは日中の台頭およびその連合に対する米側の懸念であり、これが生じた場合、米ソにとって困難な相手となるために、これを防ぐ必要があるということである。すなわち、キッシンジャーは日中をテコとして米ソの協調を説いていたのである。6月8日の会談では、中国と日本が本当に協力するだろうか、それともライバル関係になるだろうかとダブルイニンは熟考し、彼らは「アンチ・ホワイト」として協力する可能性があるのではないかと考えるようになり、ソ連側も無関心ではいられなかった¹⁰⁸⁾。さらに8月17日の会談においてダブルイニンは、「世界にとっての本当の脅威は、中国と日本が手を結ぶこと」であると主張しており¹⁰⁹⁾、米ソの共通認識として日本および中国の脅威が存在していたことが分かる。

また、5月10日のキッシンジャー・ダブルイニン会談においてキッシンジャーは、米ソ両国が国際的影響力を有するほどまでに中国が成長することを否定することはできず、米中ソという三極構造に日本を加えたフレームワークにおいて今後関係を発展させていくことに無関心ではいられないと主張した¹¹⁰⁾。米中ソの三極構造に加えて日本がここでも主たるアクターとして位置付けられているのである。その位置づけられた文脈は、まさに日本脅威論、あるいは日中脅威論であった。

もちろん日本がこのことを知る由もなかった。膠着する SALT を横目に、日本の政治指導者は SALT の進展について希望的観測を述べている有様であった。例えば愛知は、当時の国会答弁において以下のように述べている。

それから SALT 交渉のほうは、率直に言って一時もっとどんどんと速度が速まって何らかの結論にいく時期が期待されておったように思いますけれども、その期待に比しては相当おくられているというか、いまだどういうふうになるかということの見通がなかなかつかないようですが、こ

108) Memcon, no title, June 8, 1971, SAR, no. 163.

109) Memcon, no title, August 17, 1971, SAR, no. 190.

110) Memcon, no title, May 10, 1971, SAR, no. 150.

れとても米ソ両方がSALT 会談を始めたときの発想、願望を変えたわけではないと思うのでございまして、両当事者ともに本件のまとまることについての誠実な努力というものは今後とも続けられることであると、またそうあってほしいと、こういうふうに残っております¹¹¹⁾。

このような日本の政治指導者の認識とは裏腹に、米ソはバック・チャンネルを中心としてSALTを進めていく。5月11日、キッシンジャーはダブルイニンに対して、フロント・チャンネルでの決定とバック・チャンネルでの決定を切り離す(disconnect)することを伝えた。その際にキッシンジャーは、スミスに対し、ダブルイニンとのチャンネルはうまく機能していない旨を伝えたという¹¹²⁾。これはバック・チャンネルにて重要な決定がなされる兆しとでもいうべきものであった。なぜなら、米ソ間における主要なイシューを実用的かつ効果的に対処するのは、キッシンジャー・ダブルイニン間のバック・チャンネルであると両国とも認識しており¹¹³⁾、それが本格的に1月以降動き出していたからである。つまり、キッシンジャーは合図を出したのであった。

そして、5月20日に米ソ両国政府による共同声明が出された。もちろん、バック・チャンネルによる成果である¹¹⁴⁾。この共同声明では、今後の交渉において攻撃兵器と防御兵器を分離して考えることが示された。その上で両国は、同年中にABM 配備制限に関する合意に集中することを決め、同時に

111) 第65回国会参議院予算委員会第14号議事録、1971年3月15日、国会会議録検索システム(2020年6月4日最終閲覧)

112) Editorial Note, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXII, no. 155; Transcript of Telephone Conversation, no title, May 11, 1971, *SAR*, no. 151.

113) Richard A. Moss, *Nixon's Back Channel to Moscow: Confidential Diplomacy and Détente*, Kentucky: The University Press of Kentucky, 2017, pp. 31-33, 45.

114) ニクソンは、膠着状態にあったSALTを再び動かしたのは、両政府間の最上級レベル協議の結果であると述べている。この協議が、バック・チャンネルを指すことは想像に難くない。Remarks Announcing an Agreement on Strategic Arms Limitation Talks, May 20, 1971, *Public Papers of the Presidents the United States: Richard Nixon 1971*, Washington D.C.: U.S. G.P.O., 1972, no. 175.

攻撃兵器制限についても合意を目指すことを決めたのであった¹¹⁵⁾。この共同声明は SALT のブレイクスルーと言われ、これ以後、これまでの停滞が嘘のように米ソ間の交渉は進んでいくことになる。

米ソ共同声明がなされた当日、米国のアレクシス・ジョンソン (U. Alexis Johnson) 国務次官は、日本大使館の大河原良雄特命全権公使に対して、内容に関する通告を行った。ジョンソンは、①この合意はソ連が攻撃兵器と防御兵器の制限交渉をリンクさせることに合意したというブレイクスルーを表したものである、②これはあくまでも原則としての合意に過ぎない、③これまで日本にブリーフィングしてきた米国の原則から逸脱するものではない、④今後も進展に応じて、その情報を日本に通達していくという4点を主として伝えた¹¹⁶⁾。また、6月4日に ACDA のファーリーは、米ソ共同声明を含めた第4ラウンドのブリーフィングを村田良平在米日本大使館一等書記官に対し行った。そこでも同様の内容に加え、攻撃兵器の制限と防御兵器の制限に関する合意は同時に行われることが示された¹¹⁷⁾。

一方、この頃の日本は、SALT に関して中国の核戦力という従来の懸念を繰り返し表明していた。71年5月に開催された第13回日米政策企画協議において、日本は「中共が直接、間接に核を梃子として対日脅迫を行い世論の動揺と分裂を工作する可能性を指摘し」ていた¹¹⁸⁾。同様の指摘は、SALT I 締結後にも見られる。後述するが、ABM 制限協定の存在が同盟国の信頼性を低下させるのではないかという日本側の主張がなされることになるのである。米ソ共同声明においては、ABM 制限の合意を目指すことで一致した。ゆえに、同様の懸念が、すでにこの時点において生まれていてもならん不

115) Ibid.

116) Memcon, "Announcement on US/ SOV agreement regarding Strategic Arms Limitations," May 20, 1971, Box 36, Records of U. Alexis Johnson, 1932-1977, General Records of the Department of State, 1763-2002, Lot Files, Record Group 59, National Archives II, College Park, Maryland.

117) 牛場大使発外務大臣宛「SALT 交渉 (米側説明)」1971年6月5日、第1550号、外務省開示文書2018-00467。

118) 黒崎『核兵器と日米関係』178頁。

議ではなかった。

そして、この米ソ共同声明の背後にも中国の影が潜んでいた様子が見て取れる。すなわち、5月20日の米ソ共同声明が出された一要因として米中接近が挙げられるのである。「最近の米中関係の動きとは無関係ではないだろう」という指摘や、「はっきり、米中接近がソ連の柔軟姿勢を引出したとっている」という指摘がなされており¹¹⁹⁾、日本がSALTに対する米国の姿に懸念、不信感をより持つようになったと考えられる。

その上、日本の米国に対する懸念が増大する重大な事柄が起こった。7月15日、ニクソンがテレビ演説において、中国を訪問することを発表したのである。日本政府がそれを知ったのは、演説開始30分前だと言われている。この発表を受けた日本は、米国の意図が読めずにいた。日本は、米中和解という予測不可能な米国の外交政策に由来する「不安」と「不信」が国内に存在し、米国の意図についての疑問が抱かれていることを米側に表明した¹²⁰⁾。日本は中国の核戦力に脅威を抱いていることから、これは必然的に米国が日本に対して提供する「核の傘」の信頼性を低下させるものであったと考えられる。結局は火消されることになるが、7月8日のワシントン・ポスト紙に、米ソ交渉が日本の核武装をもたらしかもしれない、つまり、SALTがまとも、米国のアジアにおける核戦力配備に変更が加えられ、中国の核配備が進めば日本独自で核を持つ可能性があるという主旨の報道が出たことにも同時期の日本の立場が表れているよう¹²¹⁾。

実際に、当時の日本の立場は非常に現実的なものであった。7月6日のジュネーヴ軍縮委員会において田中大使は、「特に攻撃兵器に関する措置についても、米ソ間に合意が達成されることを希望し、わが国としてはこの問題に対する交渉の進展を注視している」と被爆国としてのスタンスを示していた¹²²⁾。その一方で、7月9日に来日中のメルヴィン・レアード (Melvin R.

119) 『朝日新聞』1971年5月22日付朝刊。

120) 吉田真吾『日米同盟の制度化』207頁。

121) 『朝日新聞』1971年7月9日付朝刊。

122) 外務省国連連合局軍縮室「米・ソ戦略兵器制限交渉の経緯の概要」1971年10月20日、外務

Laird) 国防長官と会談した佐藤は、米国の通常戦力に依存すべきではないというレアドに同意しながらも、日本は実際米国の「核の傘」に依存していることを指摘した。その上で、この「核の傘」を信頼たるものとするのに十分な核運搬手段を維持することを要望していたのであった¹²³⁾。さらに、12月に開催された第14回日米政策企画協議において外務省は、日本は核を保有している中国よりも弱いが、もし日本が核兵器の獲得を模索すれば、米国との関係を弱めることになるという「核のジレンマ」を示し、日本の核オプションをオープンにしておくべきだという意見があることも付して表明した¹²⁴⁾。

要するに、吉田真吾が指摘しているように、「攻撃的兵器か、防御的兵器かを問わず、核戦力における米国の対中・対ソ優位が相対的に弱まり、それによって『核の傘』の信頼性が低下することが、SALT にまつわる日本政府の懸念だったのである¹²⁵⁾」。さらに、米中接近という事象がこれに拍車をかけ、日本政府としてはその信頼性の再確保に向かうことになる。その姿勢がSALT に対しても表れてくるのであった。

(3) ニクソン政権内における日本の位置づけ

では米国は、当時の日本をどのように見ており、安全保障政策とりわけSALT にどう位置づけ、前述の高まった不信感にどのように対応していったのであろうか。ここでは、ニクソン、国務省、キッシンジャーに着目していきたい¹²⁶⁾。

省開示文書2018-00467。

123) Embassy Telegram 6718, Tokyo to Secretary of State, "SecDef Visit to Japan: Meeting with PrimeMin," July 11, 1971, DNSA, Japan and the U.S., 1960-1976, JU01400. (accessed on April 4, 2020). 佐藤栄作は、中国による核実験成功以来、日本の安全保障に対する核兵器の重要性を強く認識したと言われており、核抑止力の維持を訴え続けていた。山田康博『「核の傘」をめぐる日米関係』竹内俊隆編著『日米同盟論：歴史・機能・周辺諸国の視点』（ミネルヴァ書房、2011年）261-265頁。

124) 吉田真吾『日米同盟の制度化』217頁。

125) 同上。

126) ニクソン政権期の対外政策決定過程において、主導的な役割を果たしたのは前述の通りニ

政権発足後、ニクソンが日本を安全保障の文脈で語る際には、もっぱら「グアム・ドクトリン」に沿った防衛負担の増大を求める文脈であり、従来の指摘通り、さほど日米二国間関係には興味がなかった様子が見て取れた。しかしながらニクソンは、自身が日本を SALT の文脈で言及しだした時期、つまり71年に入って以降、日本に対する心理的配慮を重視するようになった。その理由は、ニクソンが、「日本やドイツといった同盟国が米国の側についているのは、米国が世界でナンバー1の国として安全保障上の傘を提供しているからである」と考えていたからであった。よって、「もしアメリカが世界でナンバー1の国であることをやめれば、日本やドイツは米国に代わる保障相手を探し求めるであろう。それがゆえに米国は数字にこだわる」のであった¹²⁷⁾。

この数ヶ月後にもニクソンは、「我々がソ連と交渉を行い、中国と交渉を行うかもしれないというこの状況下において、ヨーロッパ等の米国の安全保障上の傘の下にいる国々は、ナーバスになっているに違いない。彼らは我々がパワーバランスを変化させると思っているし、他に自分たちの安全を保障してくれる国を探さだろう」と同様の考えを表明している¹²⁸⁾。その中でも、ソ連および中国に与してしまう可能性がある国として日本が挙げられていた。ニクソンによれば、「グアム・ドクトリン」に基づく戦力撤退が軍事的理由ではなく、心理的に影響を与えているからであり、それを保障する必要があったのである。「効果的な外交政策は信頼のある防衛態勢から生じる」のであった¹²⁹⁾。日本は今のところ核能力を持つことを否定しているが、もし米国の「核の傘」に対する信用を失ってしまえば、その影響は壊滅的なも

クソンおよびキッシンジャーであり、例外的に日本に関しては国務省が影響力を有していたために、ここではニクソン、国務省、キッシンジャーに着目する。

127) Editorial Note, *FRUS*, 1969-1976, Vol. I, no. 88.

128) Memcon, "Minutes of NSC Meeting on Defense Strategy," August 13, 1971, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXIV, no. 195.

129) Memorandum for the President's Files by Haig, no title, August 10, 1971, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXIV, no. 191.

のなるだろうとニクソンは述べている¹³⁰⁾。安全保障面において、米国の「核の傘」に依存している日本にとっては、「核の傘」の信頼性を確保することは必須であり、ニクソンもその重要性を認知していたのである¹³¹⁾。72年1月に行われた日米首脳会談において、ニクソンが「SALTに関して、日本を含むアジアやヨーロッパにおける米国の安全保障上のコミットメントを守るために必要な抑止力を弱体化させはしない」と佐藤に対して言及したのはこうした文脈からであろう¹³²⁾。ニクソンにとって、日本は「我々の側につけておくべき必要のある」存在であった¹³³⁾。ただし、あくまでもニクソンがこの重要性を認知し、その考えを表明し出したのは、日本を米中ソという国際システムレベルの要因として組み込んだ時であり、71年に入ってからであったことを忘れてはならないだろう。詳細は第3章で述べるが、72年5月のモスクワ・サミットにおいて、ニクソンが直接 SALT に関する討論の場で日本について言及することになる。

一方で、それまで主として対日政策を担っていたのは国務省であり、とりわけ SALT に関しては国務省と ACDA であった。ACDA は名前の通り、軍備管理・軍縮という 이슈 に特化した国務省の外局であるため、この省庁間の考えは非常に近いものであり、日米協議は国務省が、SALT に関するブリーフィングは ACDA が担っていた。一般的に、ニクソン・キッシンジャーは国務省を嫌っており、主要な外交政策から国務省を排除していたと言われるが、対日政策はその例外であった。つまり対日政策は、当時のニクソン・キッシンジャーが関心を有していない分野であった。ゆえに、日本関係には

130) Memorandum for the President's File by Kissinger, "President's Private Meeting with Prime Minister Edward Heath," December 20, 1971, *FRUS*, 1969-1976, Vol. I, no. 102.

131) ニクソン政権期のアジアにおける核戦略については、森聡「ニクソン政権によるアジア防衛戦略の検討、1969-1972年：中国の核戦力増強とアメリカの『核の傘』の実相」菅英輝・初瀬龍平編著『アメリカの核ガバナンス』晃洋書房、2017年を参照のこと。

132) Memorandum for the President's File, "Meeting with Eisaku Sato, Japanese Prime Minister, on Friday, January 7, 1972 at 9:30 a.m. in San Clemente," January 7, 1972, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XIX, no. 112.

133) Editorial Note, *FRUS*, 1969-1976, Vol. I, no. 88.

国務省がイニシアティブを取れる余地があったのである¹³⁴⁾。

ジョンソン政権期、とりわけ68年頃から国務省の知日派の中では、日本の対米不信感と、それに伴う国内ナショナリズムに起因する自立化を懸念する様子が見られた¹³⁵⁾。それは日本の核武装の可能性をも含むものであり、この考え方はニクソン政権にも引き継がれ、国務省の知日派だけではなく国防総省の一部の担当者にも共有されていた¹³⁶⁾。これに拍車をかけたのが「グラム・ドクトリン」であり、米国が提供する安全保障上の傘に対する信頼感および心理的な不安に基づく日本核武装の可能性を、とりわけ国務省知日派は危惧していた¹³⁷⁾。71年8月に行われたNSSM-122の検討過程においても、日本の核兵器の製造はアジア情勢を極めて不安定化させるものであり、他の国々に核ドミノを促進するものになってしまうので、それをさせないことが米国にとって利益になるとワーキンググループによって指摘されている¹³⁸⁾。さらに8月28日には、NSCからの質問に対してワーキンググループは、「日本が核兵器を手に入れることで、日本の安全保障を強めることはないという信念に固執」して日本側に主張し続けなければならないと回答した¹³⁹⁾。このワーキンググループの議長は国務省の人間であった。さらに、7月8日付のワシントン・ポスト紙に米ソ核軍縮交渉が日本の核武装をもたらしかもし

134) U. Alexis Johnson with Jef Olivarius McAllister, *The Right Hand of Power*, NJ: Prentice-Hall, Inc., 1984, p. 521. [U・アレクシス・ジョンソン『ジョンソン米大使の日本回想：二・二六事件から沖繩返還・ニクソンショックまで』増田弘訳、草思社、1989年]

135) この議論については、中島信吾『『同盟国日本』像の転換：ジョンソン政権の対日政策』波多野澄雄編著『池田・佐藤政権期の日本外交』ミネルヴァ書房、2004年を参照のこと。

136) Response to NSSM 9, “Review of the International Situation,” as of January 20, 1969 [Volume V: Noncommunist Far East], February 1969, DNSA, Japan and the U.S., 1960-1976, JU01043 (accessed on April 4, 2020)

137) ニクソン政権期における対日安全保障政策の決定過程の詳細については、Pam, “Whither Japan’s Military Potential? The Nixon Administration’s Stance on Japanese Defense Power,” を参照のこと。

138) “NSSM-122: Policy toward Japan-summary,” August 2, 1971, Folder 4, Box H-182, H-Files, NSCIF, NSF, NL.

139) Memorandum for Kissinger, “NSSM 122,” August 28, 1971, Folder 3, Box H-182, H-Files, NSCIF, NSF, NL.

れないとの報道が出た際には、早急に国務省はコメントを出した。国務省のスポークスマンは、まずこの報道のニュース・ソースがあいまいであること、日本が核拡散防止条約に調印したことを指摘した上で、日米両国とも日本の核武装を望んでいないことを強調した。特に「日本は米国の核抑止力について憂慮する必要はない」、SALT交渉の合意によって核抑止力に関する米国の基本政策を遂行する能力や決意が、影響されないことをニクソン大統領も70年、71年と外交教書の中で明言していると述べ、日本が独自に核武装する必要がない旨を繰り返し主張したのであった¹⁴⁰⁾。

このような考えを背景として、71年当時の国務省は日本のSALTに関する懸念に対し、心理的不安を取り除こうと積極的に働いた様子が見て取れる¹⁴¹⁾。前節で指摘したように、SALTに対して日本が主張していたのは、もっぱら中国の核戦力の脅威であった。それに対し国務省は、第14回日米政策企画協議において、「中共による対日核威嚇は、日本の核武装を促すことになりかねないため、中共は慎重になるだろう」と主張した¹⁴²⁾。しかしながら、日本側はこれに納得していなかった。したがって、つづく第15回日米政策企画協議において、米国はより一歩踏み込んだ主張を行った。それは、日本は自由陣営の重大な一角をしめており、中国が日本に対し核の脅威を与えることは単に日本に対する脅威でなく自由陣営に対する脅威として受け取られるため、米国が日本を防衛しなかった場合、米国の自由陣営に対する安全保障上の信頼性が失われてしまう。ゆえに、米国は日本に対する核脅迫は自国に対するものと同様なものとして行動せざるを得ないと、国際的評判の見地から再保障を行おうとしたのであった¹⁴³⁾。

これらはまさに国務省による、心理的再保障のプロセスであった。国務省が、このような心理的再保障を行い得た背景には、当然のことかもしれない

140) 『朝日新聞』1971年7月9日付朝刊。

141) この点に関しては、吉田真吾『日米同盟の制度化』第4章第2節に詳しい。以下の叙述の多くはこれに負っている。

142) 同上、217頁。

143) 同上。

が中国の核戦力に対する米国の核戦力の優位性を確信していたからに他ならない。71年7月に行われた防衛計画検討委員会 (Defense Program Review Committee: DPRC) において、米国は中国の核戦力に対して十分な見通しを示していた。議事録によれば、中国の核戦力に対する米国の圧倒的優位は少なくとも10年は続くと思われていた。そして、米国は自国に対する敵国の核攻撃能力を削ぐことができ、攻撃を受けた敵国が報復を行おうとする意志をなくすほどの攻撃能力、無力化する能力を保有し続けることができるという基本的な見通しがあったのであった¹⁴⁴⁾。

以上のような、ニクソンと国務省の対日観および、それに伴う安全保障政策とりわけ SALT への位置づけは、決して相容れないものではない。むしろ国務省が、日本の対米不信任、国内ナショナリズムに伴う核武装を含んだ自立化を防ぐために行っていた再保障のプロセスは、心理的要因を強調し、日本をソ連および中国に与させたくないニクソンの考えと重なる部分も少なくなかったと考えられる。この状況は、SALT I 締結後まで続いていくこととなる。

では、キッシンジャーはどのように日本を見ていたのであろうか。先行研究では、キッシンジャーは DPRC において、「もしアジア人がすべての米軍が撤退していると認識すれば、長期的には、米軍を維持するための費用の10倍もの費用を支払わなければならないという結果を招く。日本は核武装を選ぶかもしれない」という議論を示したことから、国務省に近い対日観であったと指摘されている¹⁴⁵⁾。一方で、これには他の説明も可能であろう。キッシンジャーが日本や日米関係について言及するのは、必ず中ソといった要素が絡む時であり、その際の日本を位置づける主張は必ずしも日本核武装論への警戒と一致しないからである。効果的に中ソに対して戦略を進めていく上で日本を「コマ」としてうまく使うために、キッシンジャーがアドホックに

144) Minutes of Defense Program Review Committee Meeting, "U.S. Strategy and Forces for Asia NSSM 69," July 29, 1971, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXIV, no. 189.

145) 吉田真吾『日米同盟の制度化』218-219頁。

言及しているということができないのではないだろうか。国際システムレベル要因の「コマ」としてうまく使うためには、日本を自らの側につけておく必要があり、それなりの信頼を確保しておくことが利益であったと考えられる。ゆえに、その限りにおいては、ニクソンと近い考えを持っていたのではなかろうか。実際にソ連との交渉においては、第2章第2節において示したように日本を脅威として位置づける一方で、中国には日本をいわゆる「瓶の蓋」論¹⁴⁶⁾に位置づけると同時に、ニクソン・ショック¹⁴⁷⁾に対応するために日本との関係強化に臨む用意がある旨を述べ、関係の維持を図っていた¹⁴⁸⁾。そこには、対応および位置づけの前提となる対日観は見られず、とある目的のための道具として日本は見られているようであった。もちろん、この見解と従来の見解は矛盾するものではない。キッシンジャーが日本について言及する時点での必要性によるものだからである。キッシンジャーは日本や東アジアに精通しておらず、東京との二国間関係にも興味はなかったが、状況がそれを許さなかったと指摘している論者がいるが、適切な表現であろう¹⁴⁹⁾。

最後に、ニクソン、国務省、キッシンジャーの日本に対する考え方と対応の共通点および相違点をまとめてみたい。ニクソンは、米中関係が改善の方向に進むと、中国・ソ連に与してしまう可能性がある国として日本を捉えていた。これを防ぐために必要であるとニクソンが考えていたのが心理的な要因であり、その最たるものが米国の世界「ナンバー1」という地位であった。すなわち、日本を米国の側につけておくという目的のために、心理的な保障という対応が必要なのであった。

146) 「瓶の蓋」論とは、米国が用いる日米安保体制正当化のロジックの1つであり、それは日米安保体制が日本の攻撃的な拡張主義を防いでいるというものである。添谷芳秀・ロバート・D・エルドリッチ「危機の中の日米同盟：1970年代」五百旗頭真編『日米関係史』有斐閣ブックス、2008年、238頁。

147) 一般的にニクソン・ショックとは、①訪中発表、②一連の新経済政策発表、の2つを指すが、ここでは安全保障政策の文脈で登場していることから、①を指す。同上、237-239頁。

148) 潘「ニクソン政権の対日安全保障政策」94-96頁。

149) Pam, "Whither Japan's Military Potential? The Nixon Administration's Stance on Japanese Defense Power," p. 117.

この目的を比較的共有していたのが、キッシンジャーである。キッシンジャーはニクソンほど日本を個別具体的に言及してはいないが、中ソという国際システムレベルの要因として日本を位置づけ、「コマ」として用いることに意義を見出していた。その一方で、日本の核武装論への警戒も説くなど、必要に応じ、アドホックに言及していた。いずれにせよ、結果として日本を米国側につけておく必要があった。ゆえに、心理的保障という対応がキッシンジャーにとっても有益であったのである。

日本に対する心理的保障を重要視するニクソン、キッシンジャーであったが、従来これを担ってきたのは国務省であった。同省は、日本の自立化、核武装を阻止するという目的に立っていたため、目指す先はニクソンと異なっていた。しかし、自らの目的を達成するために必要な対応が心理的保障なのであった。さらに国務省は、この考えをジョンソン政権期より抱いており、ニクソン・キッシンジャーが二国間関係としての日米関係に強い関心を抱いておらず、主体的に行動しうる余地が残っていたことから、イニシアティブを取ることができたのであった。

71年に入り明確化したこの対日観および対応、位置づけが、翌年5月のSALT I 締結をめぐる日米関係にも反映されていくこととなる。

3. SALT I の妥結と日米関係

本章では、SALT 終盤の米ソの動きと日本の位置づけ、さらに同時期の戦略問題をめぐる日米関係を取り上げる。

まず第1節では、米ソ共同声明以降、モスクワ・サミットに至るまで急速に進展したSALTの背景を取り上げ、その過程およびモスクワ・サミットで日本がどのように米国のSALT交渉に位置づけられたのか、その背景には何があったのかを明らかにする。つづく第2節では、72年に入って以降、とりわけ外務省内で生じてきた戦略問題への関与に関する不満の中身とそれへの米国の対応を対象として、変容する日米関係の過程を明らかにする。

(1) モスクワ・サミットへの過程と日本の位置づけ

バック・チャンネルで決められた内容に沿った71年5月20日の米ソ共同声明以降、フロント・チャンネルの米国代表団は怒りを表しながらも交渉を続けていった。つづく7月8日からのヘルシンキにおける第5ラウンドに向けて、米国政府内では検討が進んでいた。攻撃兵器と防御兵器の交渉を並行して進めていくことを決めた米国にとって、ABM協定の中身を詰めていくのと同様に大事であったのは、攻撃兵器の規制対象であった。6月18日に行われた査察委員会においては、ICBMだけを規制するのか、ICBMとSLBMを規制するのか、SLBMと戦略爆撃機を規制するのかといったことを議論していた¹⁵⁰⁾。この議論は6月30日のNSCに引き継がれ¹⁵¹⁾、7月2日にNSDM-117として出されることになった。NSDM-117では、米国側が攻撃兵器と防御兵器の制限を並行で行なっていくことが再確認され、攻撃兵器についてはICBMとSLBMを対象として制限していくスタンスが示されている¹⁵²⁾。この方針に則り、第5ラウンドは進んでいくことになる。

第5ラウンド開始直後の7月15日、米国は自国のアプローチについて日本にブリーフィングを行なった。そこで米国は、攻撃兵器の制限交渉と並行しながらABM制限交渉に努力を集中する旨を述べ、攻撃兵器制限に関してはより包括的な合意に達するためにICBMおよびSLBMの凍結を提案し、防御兵器制限については基数と配備箇所数の制限を目指すことを伝えた¹⁵³⁾。米

150) Minutes of a Verification Panel Meeting, "SALT," June 18, 1971, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXII, no. 166.

151) 議論の詳細は、Minutes of a National Security Council Meeting, "SALT," *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXII, no. 170を参照のこと。

152) National Security Decision Memorandum 117, "Instructions for Strategic Arms Limitation Talks at Helsinki (SALT V)," *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXII, no. 171およびAttachmentを参照のこと。

153) 実際には、より具体的な基数やレーダー、ミサイルおよび弾頭の提案内容が通達されていたが、兵器の詳細については本稿と直接の関係がないため省略している。外務省国際連合軍縮室「米・ソ戦略兵器制限交渉の経緯の概要」1971年10月20日、外務省開示文書2018-00468；牛場大使発外務大臣宛「SALT交渉（米側説明）」1971年7月15日、第2000号、外務省開示文書2018-00468。

国のスタンスがそのまま伝えられた形である。

このラウンドは SALT を進捗させたが、とりわけ進んだのは ABM の制限に関してであった。米ソはその詳細を詰めることはできなかったが、以前に比べ妥協可能などころまで歩み寄ることができたことは明らかであった¹⁵⁴⁾。攻撃兵器の制限に関しては、米国は前述のとおり ICBM ならびに SLBM の制限の提案を行ったが、後者についてソ連が難色を示したため、今後交渉を続けていくことになった¹⁵⁵⁾。また、MIRV の規制などの質的制限は取り上げられておらず、これらについては一度暫定的な協定が成立した後に行われる交渉において扱われることになる見込みとなった¹⁵⁶⁾。同様の内容は日本にもブリーフィングされている。

そして、この第5ラウンド開催中に行われたのがニクソンの訪中発表である。これはソ連を焦らせることになった。それまでは、ニクソン側が再選に向けた内政上の面からソ連首脳とのサミット開催を早期に望み、ソ連側がためらっていた形であったのに対して、ニクソンの訪中発表以降は、ソ連がサミットの早期開催を要求する側になったのである¹⁵⁷⁾。ソ連は、モスクワでの首脳会談を米中間のそれよりも先に開くことを要請していたが、キッシンジャーは、「開催が決まった順に行われるべきだ」と答えたという。さらに、ニクソン就任以来、米ソ関係が進展するためには具体的な問題解決が必要であり、そのうち最も重要な問題が SALT であることをキッシンジャーはソ連

154) 米側は、8月12日に出された NSDM-127 に則り、ABM の配備ゼロを追い求めはするものの、これを前提としていくのではなく、先に暫定的な協定を成立させ、続いてゼロレベルを追い求めるという姿勢をとった。このことから、ABM について妥協の余地が生まれたと考えられる。National Security Decision Memorandum 127, "Further Instructions for the Strategic Limitation Talks at Helsinki (SALT V)," August 12, 1971, NSDM, RNPLM, <https://www.nixonlibrary.gov/sites/default/files/virtuallibrary/documents/nsdm/nsdm_127.pdf> (accessed on April 4, 2020)

155) 外務省国際連合局軍縮室「米・ソ戦略兵器制限交渉の経緯の概要」。

156) 牛場大使発外務大臣宛「SALT 交渉 (米側説明)」1971年10月6日、第3172号、外務省開示文書2018-00468。

157) Tal, "Absolutes' and 'Stages' in the Making and Application of Nixon's SALT Policy," p. 1111. R・W・スチーブンスン『デタントの成立と変容：現代米ソ関係の政治力学』滝田賢治訳、中央大学出版部、1989年、223頁。

に伝えた。それからソ連の態度は軟化し、SALT を引き延ばす素振りさえ見せなくなったとキッシンジャーは指摘している¹⁵⁸⁾。そして10月12日、ニクソンは記者会見において72年5月下旬にモスクワを訪問することを明らかにした¹⁵⁹⁾。記者会見でSALT 協定締結について問われた際、ニクソンは「72年の5月までに目標とするところに達することができれば、締結することができるだろう」と述べ、必ずしもサミットまでという時間に固執していないことを述べた¹⁶⁰⁾。また、同様の趣旨を日本にも伝えており、これは同国の心理的懸念の払拭に益するものであったと考えられる¹⁶¹⁾。

しかしながら、レオニード・ブレジネフ (Leonid Il'ich Brezhnev) 宛の手紙の中にニクソンが書いたように、「モスクワにおける首脳会談が発表された今、米ソ両国ともに集中して取り組むべき具体的な目標」があった¹⁶²⁾。言わずもがなSALTの早期締結である。米ソ両国ともに協定を早期締結したい誘因があった。ニクソンは、前述したように来たる大統領選における再選に向けて対ソ関係の具体的な成果を欲しがっており、他方でソ連は、米国の関心が中国へ推移すること、ならびに、それを自国への影響力として行使することを阻止する必要があった。とりわけソ連は、早期妥結の必要性に迫られていたようである。ドブレイニンは、キッシンジャーとの会談において、SALT 協定締結の可能性について尋ね、キッシンジャーから「締結することは重要」との旨を引き出した上で、「(SALT 協定に) サミットで署名できるように、協定をまとめる意志をソ連のリーダーは有している」ことを伝え

158) キッシンジャー『キッシンジャー秘録③』308-312頁。

159) 声明の詳細については、The President's News Conference of October 12, 1971, October 12, 1971, *Public Papers of the Presidents the United States*, no. 328を参照のこと。

160) Ibid.

161) ACDAは、日本へのブリーフィングにおいて、「交渉の目的は米国及びその同盟国の利益を最もよく保全することにあるので、特定の次元までに合意をはかることはしない。従つて大統領が訪ソするからといって交渉を故意に遅延させることもじん速化することも考えていない」と伝えていた。牛場大臣発外務大臣宛「SALT 交渉 (米側説明)」1971年11月14日、第3885号、外務省開示文書2018-00468。

162) Letter From Nixon to Brezhnev, no title, October 19, 1971, *FRUS*, 1969-1976, Vol. XXXII, no. 205.

た¹⁶³⁾。さらに、ダブルイニンは SALT の観点から見ても中国は長期的な脅威となりうるために、ソ連は注意深く見ているとして、再び脅威としての中国を強調した¹⁶⁴⁾。これまでキッシンジャーが行ってきた中国の脅威を、ここに来てソ連が主張してきたのであった。

ゆえに、続く第6ラウンドおよび第7ラウンドは、これまでのラウンドに比べて交渉妥結に向けて、それも米国の立場に資する方向に進んでいった。実際にスミスは、キッシンジャーに対して第6ラウンドの進捗を報告し、米国側の方針を満たしつつあること、そしてソ連の考えは明らかに動いており、協定妥結を望んでいるように思えることを伝えていた¹⁶⁵⁾。このように第6ラウンドおよび第7ラウンドでは、来たるモスクワ・サミットで SALT 協定が締結できるように両者の最大公約数を取りながらも、ソ連が大きく譲歩する形で進められていったのであった。これはまさに、ニクソンの目的に資する方向へ SALT が動いていることを示していた。ソ連の譲歩を多く引き出し、米国にとって有利な具体的協定を締結できた方が再選に有利だからである。このような状況で米ソはモスクワ・サミットを迎えることとなる。

72年5月22日、ニクソンはソ連・モスクワを訪問した。SALT 協定の詳細については、フロント・チャンネルが交渉を続ける一方で、翌23日に第一回本会議が開催され、首脳同士は協定の意義、さらには位置づけについて話し合った。コスイギンは、戦略兵器、より一般的に言えば核兵器の制限について議題をあげ、米ソ両国はこの問題を解決する義務を有しているとの見解を示し、SALT 早期締結の重要性を説いた。「それは、今日において核を独占しているのは我々米ソのみであるから、(核兵器の制限を——筆者註) 後に行うよりも今行うほうがずっと簡単」という理由からであった¹⁶⁶⁾。さらにコスイギンは、「米ソがこの解決策を見つけることができなければ、他の国々

163) Memcon, no title, November 18, 1971, *FRUS*, 1969–1976, Vol. XXXII, no. 213.

164) *Ibid.*; Memcon, no title, November 18, 1971, *SAR*, no. 224.

165) Backchannel Message From Smith to Kissinger, no title, December 8, 1971, *FRUS*, 1969–1976, Vol. XXXII, no. 215.

166) Memcon, “First Plenary Session,” May 23, 1972, *SAR*, no. 349.

が後に解決策を見出すこととなり、これまでの努力が水の泡になる」一方で、「米ソの手によって解決することができれば、我々だけでなく世界にとっての有益な協定となる」ことから、米ソは「今直面している困難に打ち勝ち、協定を締結する必要がある」と述べた¹⁶⁷⁾。そこでソ連側が気にしていたのは、他の国が核兵器を有することによって生じる脅威であった。ソ連は具体的な国名こそ挙げていないが、これまでの発言の主旨からすると中国、さらには日本が想定されていたと考えることは難しくない。

実際にこれを受けてニクソンは、潜在的な脅威として中国と日本を挙げた¹⁶⁸⁾。日本を米国側の一員として引き留めておくために心理的保障の重要性を語り、1月の日米首脳会談等において保障を行ってきたニクソンが米ソ首脳会談において日本を脅威として強調したのであった。さらに彼は、その中国と日本を「もし核兵器を生産しようと思えばいつでもできる国」であり、「20年から25年程度で、核兵器を用いて米ソを脅威に晒すことができる国」であると述べ、中国および日本の脅威を強調した¹⁶⁹⁾。ソ連が述べた脅威を具体的な国名で補充し、より一層の危機感を同国に募らせる形で、米国は協定妥結の重要性を説いたのである。

それと同時にニクソンは、SALT 協定締結だけでなく日本を自国側に引き寄せておくことの正当化をも図っていた。言い換えれば、将来的な日本核武装の脅威を、日米安全保障条約維持の根拠にも用いたのであった。彼は、以下のように述べている。

世界から批判があるのと同様に、我々の国の中にも平和という利益のために、米国は日米安全保障条約を放棄すべきだという人々がいる。これは流行りの (fashionable) 議論であろう。しかしながら、我々は現実的にならなければならない。もし日本が米国からの防衛コミットメント

167) Ibid.

168) Ibid.

169) Ibid.

を失えば、我々はこれまでとは異なった結論を導かねばならないだろう。もし、世界第3位の経済大国である日本が、敗戦の記憶など多くのフラストレーションを伴ったまま、孤立した状態に置かれれば、日本は決して中立的な立場にはいない、すなわち核武装を行うだろうということである。決して公で言うことはないけれども、これは我々が心に留めておかなければならない実用的な考慮事項である¹⁷⁰⁾。

これはまさに、SALT 政策においては心理的保障を行っていく一方で、SALT 交渉においては SALT 協定締結の一要素ならびに米国にとっての「コマ」として位置づけられたということであり、ここに日本の位置づけの「二重性」を指摘することができる。また、これは日米中の枠組みだけでなく SALT の文脈、すなわち日米ソの枠組みにおいても「日米関係の二重構造」が存在していたことを示すものでもある。SALT 政策においては直接的に心理的保障を行い、SALT 交渉においては日本の脅威を煽ることによって二重の利益をニクソンは得ていたこととなり、日本を非常にプラグマティックに活用していたことが以上から指摘できるのである。

このように、中国および日本の脅威を一要因として SALT 協定締結の利益を共有した両国は、3日後の5月26日に ABM 制限条約、SALT 暫定協定、付属議定書から成る SALT I に署名したのであった。

(2) 日本の不満と米国の対応

SALT I が締結されると、日本の竹下登官房長官がコメントを発表した。「協定の内容は、核実験など核兵器の質的改善の阻止を対象外にしているなど制限されたものだが、政府としては高く評価する」と述べ、米ソ核超大国間における初めての核軍備管理条約を歓迎する姿勢を示した。その上で、「さらにこれを基礎に核軍縮についての話し合いが進むことを期待する」旨を表明

170) Ibid.

した¹⁷¹⁾。これは SALT I を評価する国々の共通見解であり、米国自身が戦略兵器に関する交渉を SALT I 後も続けていくと表明していたため¹⁷²⁾、さらなる進展の期待を込めてのコメントであった。また、同時期の国会においても SALT I の評価がなされていた。福田赳夫外務大臣は5月30日の第68回国会参議院外務委員会において、「その対立下における米ソ両国の首脳が会談をいたしまして、そして平和共存を誓い合ったと、こういうこと、またその一環といたしまして SALT の交渉に成功したと、こういうこと、これは今後の世界情勢に大きな響きを持つと思うのです。米ソ両国が平和共存を誓い合ったこと、これはやはり世界の緊張緩和に大きく寄与するであろう、そういうふうに見ております。また SALT の交渉に成功したということ、これは世界の軍縮に一つのエポックをつくったといっても私はいい」と述べ、非常に高く評価していた¹⁷³⁾。さらに福田は、翌日の第68回国会衆議院外務委員会においても同様の答弁を繰り返した¹⁷⁴⁾。

ところが、外務省は必ずしもこの状況を好意的には見ていなかった。とりわけ72年に入ると、外務省の高官は日本が重大な関心を抱いている戦略バランスに関する情報を体系的に受け取っていないことへの懸念を表明し始めた。1月25日に、加藤吉弥外務省大臣官房調査部企画課長が最初にこの懸念を表明したが、つづいて村田良平や大河原公使が同様のことに言及した¹⁷⁵⁾。特に村田は、米国政府に働きかけるだけでなく、外務省全体がより軍事面と結びついている各種の問題に関心を持つ必要性を訴えたのであった¹⁷⁶⁾。「それまでのように憲法の建前と核に関する国民感情を述べるだけでは全く不十

171) 『朝日新聞』1972年5月27日付朝刊。

172) Memcon, "SALT (U)," February 10, 1972, 石井・我部・宮里監修『集成18』第7巻、85-86頁。

173) 第68回国会参議院外務委員会第12号議事録、1972年5月30日、国会議事録検索システム(2020年6月6日最終閲覧)

174) 第68回国会衆議院外務委員会第19号議事録、1972年5月31日、同上。

175) Action Memorandum, Spiers, Green to Johnson, "Consultations with Japan on the Strategic Balance and Arms Control [Attachments Not Included]," June 3, 1972, DNSA, Japan and the U.S., 1960-1976, JU01549. (accessed on April 4, 2020)

176) 村田良平『村田良平回顧録 上巻：戦いに敗れし国に仕えて』ミネルヴァ書房、2008年、225-227頁。

分である。日米安保体制、自衛力の強化、緊張緩和外交、軍備管理ないし軍縮への努力、対外経済協力等すべての要因を包含する整合性のとれた総合安全保障政策を日本としても持つべきである」というのが村田の考えであり、特に SALT I において、それぞれの要望を米国に出した NATO 諸国と比較して、日本の主張のなさに問題を感じていたのであった¹⁷⁷⁾。したがって、日本は SALT I 締結に至る前後から、SALT に対する主張も強めていくことになった。

これに対し、米国は主として国務省が対応していくことになる。まず国務省が取り掛かったのは、新たな日米協議の設置であった。同省は早速ホワイトハウスに対し、日本と専門家レベルでソ連に関する半年に一回の協議の場を設置する計画を有していると伝えた。大統領のモスクワ訪問に関するブリーフィングをそこで行うことができれば、日本政府が好印象を持つ可能性が高いという理由からであった¹⁷⁸⁾。この計画は順調に進み、東京で6月12日から13日にかけて第1回ソ連に関する日米協議が開催された。そこで米国は、日本が有している憂慮を再認識した。それは、①米国が東アジアから一部撤退することに伴う、ソ連の力および影響力の拡大に対するもの、②米国よりもソ連にとって望ましいモスクワ・サミットであったのではないかというものの、③世界のステージにおける米ソの相対的立場に関するものの3つであり、協議の継続を熱心に要請していた¹⁷⁹⁾。これに対し国務省は、「米国の立場や、特にモスクワ・サミットの結果に関して表明された日本の専門家の懸念から判断して、ソ連に対する米国の政策について十分かつ継続的に知らせていく必要がある」と考えており、日本の要請に対して同意の姿勢を見せていたのであった¹⁸⁰⁾。

177) 同上。

178) Memorandum for Mr. Henry A. Kissinger, the white house, "Consultation with Japanese after Moscow Summit," May 2, 1972, 石井・我部・宮里監修『集成18』第7巻、180頁。

179) Air Telegram 637, Tokyo to Department of State, "First U.S.-Japanese Consultations on the USSR," July 22, 1972, 石井・我部・宮里監修『集成18』第7巻、273-286頁

180) Ibid.

日本がこのような憂慮を表明した背景には、当然ながら SALT 締結によって米国の「核の傘」への信頼性が低下するのではないかという問題があった。6月14日から16日にかけて行われた第15回日米政策企画協議においても同様の指摘が行なわれている。SALT 締結について日本側は、「米ソ関係を安定化させる効果をもたらすが、その反面他の核保有国の核攻撃に対してともに首都及びミサイル発射地のみしか防衛しえなくなり、中国の核に対する vulnerability を増大せしめる結果となっている」と指摘し、「ABM 制限協定は米国自らの防衛を困難にし、同盟国の米国に対する信頼性を減少せしめるのではないか」との危惧を表明したのである¹⁸¹⁾。

ソ連に関する日米協議の設置と同時並行的に、国務省はもう1つの協議の設置を考えていた。戦略問題についての定期協議である。日本が戦略問題に関する情報を受け取っていないという懸念を示したことを契機として、国務省は改めてこの協議のあるべき姿およびその意図を再確認し始めたのであった。ロナルド・スパイアーズ (Ronald I. Spiers) 政治軍事問題局長とマーシャル・グリーン (Marshall Green) 東アジア・太平洋担当国務次官補は、ジョンソン国務次官にメモを送付し、2人の構想を示した。2人は、どうするのが日本にとってベストな回答になるのかを考える時期に来ているとし、戦略バランスや戦略的十分性、SALT が及ぼす影響等、新たな戦略問題に関する協議の場が必要であるという結論に至った¹⁸²⁾。その際、定期協議の新設の意図としては、①米国政府が日本の安全を真剣に考えているというシグナルを日本に送ること、②欧州の同盟国と同様の扱いをしているという姿勢を日本に示すこと、③核兵器を保有していないがゆえに日本が大国間交渉から「締め出されている」というネガティブな認識をしているのは明らかであり、このような考えを日本に抱かせるのは米国にとって得策ではないため、これを緩和することの3点が挙げられていた¹⁸³⁾。これは SALT 政策において国務

181) 黒崎『核兵器と日米関係』179頁。

182) Action Memorandum, "Consultation with Japan on the Strategic Balance and Arms Control [Attachments Not Included]."

183) Ibid.

省が一貫して行ってきた日本の自立化への懸念を克服するための再保障プロセスに位置づけられるだろう。そして7月に、牛場信彦駐米大使とジョンソンの間で戦略問題に関する定期協議を設置することが合意された¹⁸⁴⁾。この協議は実際に11月に動き出すことになり、つづく SALT II に関する協議が始まることとなる。

さらに国務省は、日米協議の新設を進めながらホワイトハウスにも日本の心理的懸念を払拭するように働きかけていた。同省は、6月に訪日することが決まっていたキッシンジャーに対し、「ニクソン・ショック」による最悪な影響は過ぎ去ったけれども、多くの日本人、それは政府高官だけではなく政治家や国民までもがいまや米国に対する疑念や不信感を有しており、日米関係は第2次世界大戦以降最も困難な時代を迎えているとの危機的な認識を訴えた。さらには、天皇陛下と大統領が面会する前に北京とモスクワを訪れたことが、日本人に心理的な不快感 (uncomfortable) を抱かせたとまで述べたのであった¹⁸⁵⁾。これらを踏まえ、キッシンジャーへ国務省は、①米国は東アジアならびに太平洋地域にとどまり続けることを繰り返し指摘すること、②米中関係の文脈からしても決して日本は裏切られたわけではないこと、③佐藤政権はモスクワで調印された SALT に関して、そしてそれが日本に与える影響について多大な関心を抱いているので、これを言及すること、④米国のアジア政策の意図や予期し得ることなどを協議するといったように、疑念や不信感を払拭するという目に見えるエビデンスを示すこと (キッシンジャー訪日もこれに該当するだろう) といった要望を出した¹⁸⁶⁾。要望の全てが、日本の心理的不信感を払拭するのに益するものであり、国務省はキッシンジャー訪日を日本の心理的再保障プロセスの手段の1つとして位置づけ、活用しようとしたのであった。

184) Deptel 129473, Department of State to Tokyo, "Consultations with Japan on Strategic Issues," July 18, 1972, 石井・我部・宮里監修『集成18』第10巻、156-157頁。

185) "Visit of Henry A. Kissinger to Japan," June 1972, Box 22, HAK Trip Files [hereafter HTF], Henry A. Kissinger Office Files [hereafter HAKOF], NSF, RNPLM, NL.

186) Ibid.

いよいよ6月10日から12日にかけて、キッシンジャーが訪日した。10日には佐藤首相と会談し、日本が疑問を呈する中国との交渉や東アジアにおける軍事的プレゼンスの行く末等、キッシンジャーは丁寧に回答をし、日本が有する不信感というものを払拭しようとしていた¹⁸⁷⁾。その中で佐藤は、「中国や日本に対して、ソ連がどのような見方をしているのか」という疑問を提示し、モスクワ・サミットにおけるソ連の見解を尋ねた。それに対しキッシンジャーは、「ソ連は日本についてほとんど考えというものを持っていないのではなかろうか。実際に、(モスクワ・サミットでは——筆者註)私は良いとか悪いとか何か言っていたかどうか覚えていない」と述べた上で、「むしろ中国に対する恐怖心を持っている」ようだと言及している中国脅威論を明らかにした¹⁸⁸⁾。ソ連が中国に対して脅威を抱いており、それに煽りをかける形で日本を活用していたのは米国であったことは、これまで検討してきた通りである。キッシンジャーはそれを報告したに過ぎなかった。

その上で、モスクワ・サミットで結ばれたSALT I協定についてキッシンジャーは言及を始めた。彼は、「今の状況を現実的に考えれば、この協定は非常に有益なものである」と述べ、佐藤に理解を求めた¹⁸⁹⁾。今の状況とは、ソ連は毎年急速な軍備増強(ICBMや潜水艦)を行い新たなシステムを進めているのに対して、米国は進んでいない状況のことであり、この下でソ連の兵器製造を凍結するSALT協定は重要であるという論理であった¹⁹⁰⁾。つまり、ソ連の影響力・軍事力の拡大と米ソのパワーバランスの変化に伴う抑止力の信頼性の低下に懸念を有していた日本に対し、SALTはソ連の軍備増強に歯止めをかけ、米国優位体制を維持するための措置であるとキッシンジャーは丁寧に説明することによって日本に心理的再保障を与えようとしたのである。

さらに、11日に行われた福田外相との会談においては、米国がアジアから

187) Memcon, no title, June 10, 1972, Box 22, HTF, HAKOF, NSF, NL.

188) Ibid.

189) Ibid.

190) Ibid.

撤退していくことに関する懸念を表明した福田に対してキッシンジャーは、「我々は、そのようなことは行わない」と明確に否定し、ここでも心理的再保障を繰り返したのであった¹⁹¹⁾。

このように、SALT I 締結前後から表明し始めた日本の主張や懸念に対して、主として国務省が対応していった。具体的には、ソ連に関する日米協議および戦略問題に関する定期協議の新設、さらには訪日するキッシンジャーへの働きかけである。これらは、SALT 政策において一貫して国務省が行ってきた日本の自立化を防ぐプロセスであり、日本が核武装する可能性がある国として一貫して位置づけられてきたことの証左でもあった。また、国務省が行った再保障のプロセスは、ホワイトハウスにも利益があったものと考えられる。前述したように新たな協議設置計画は、ホワイトハウスに上げられ、異論がなければ設置という流れであった。それは実際に設置され、協議が始まったことから、ホワイトハウスも利益を見出していたと考えられる。第2章第3節に示した、ニクソンの考えと協議の設置という行動は相容れないものではなく、むしろ推し進めるものであり、国務省の再保障のプロセスとは異なったニクソンの文脈でも有意義に位置づけられる。言い換えれば、日米二国間関係においてフリーハンドを得た国務省主導による新たな日米協議の設置および定期化という SALT 政策の文脈に位置づけられる対日政策の進展が、ニクソン・キッシンジャーの日本を含めた戦略デザインにも資するものであったと考えられるのではなからうか。キッシンジャー訪日の際に、国務省による要望の多くをキッシンジャーが行動に移したこともこの文脈から理解することができるであろう。

おわりに

本稿では、米ソ核軍備管理交渉、その中でもニクソン政権期における

191) Memcon, "Mr. Kissinger's Discussion of U.S.-Japan Political and Economic Relations with Mr. Fukuda," Box 22, HTF, HAKOF, NSF, NL.

SALT I に日本という同盟国を含めて考察し、米国が日本をどのように位置づけたのか、その結果何が生じたのかを検討してきた。最後に本章では、各章の内容を振り返り、議論の総括を行う。

第1章では、ニクソン政権発足から SALT 交渉初期の時期を対象として考察を行った。そこで明らかになったのは、大きく以下の3点である。第1に、発足直後のニクソン政権は、SALT に対する明確な考えを持っておらず、一からの検討を始めた一方で、その早い段階から同盟国の利益を把握していた点である。しかしながら、① SALT オプションの検討、②米国の軍事態勢の再検討、③同盟国への信頼しうる抑止力の提供という課題3つがそれぞれ曖昧なまま絡み合っており、最適なおプションを見つけ出せる状況にはなかった。第2に、この時期の日本は SALT に対して疑念の目を向けており、米国に核軍縮の重要性を説く一方で、自国の安全保障上の利益を考慮するよう求めていた点である。とりわけ、十分に検討しうるだけの情報を持っていないことを前提にしながらも、中国の核戦力に対する考慮ならびに非核保有国の心理的影響に対する配慮を強く求めていたのであった。第3に、SALT 交渉初期における日本の位置づけについて、米国政府内で差異が存在していた点である。日本の主張を受けて、國務省および ACDA は協議や事前・事後ブリーフィングを積極的に行うことで間接的に日本を SALT に組み込み、心理的な懸念を SALT 政策において払拭しようと努めた。その一方で、ニクソン・キッシンジャーによる SALT への日本の位置づけは一貫しておらず、明確な考えを有しているようにも見えなかった。この時期には、まだ日米二国間関係の文脈でしか日本を見ていなかったということができらるだろう。

第2章では、SALT 停滞期および、そのブレイクスルーまでの時期を対象として考察を行った。そこでは、米中接近が進むにしたがってニクソン・キッシンジャーが描く国際システムレベルの戦略デザインに日本も組み込まれた、すなわち米中接近によって SALT に日本も組み込まれるようになった点を指摘できる。米中接近に懸念を示すソ連をさらに「脅す」手段として、ニクソン・キッシンジャーは日本を SALT 交渉に位置づけ始めたのである。要

するに、米国有利に交渉を進める「コマ」として日本は位置づけられたのであった。その一方で、対中脅威を指摘していた日本は、米中接近によって米国の「核の傘」の信頼性が低下するのではないかという「不安」と「不信」を抱くようになった。被爆国である日本は、米中関係・米ソ関係の狭間で核抑止に対して現実的立場をとり、この信頼性確保へと向かい出すのであった。そして、この時期になるとニクソン・キッシンジャーによる SALT 政策への位置づけ方が定まってきた。それは国務省とは異なるものであり、対日観に起因するものであった。これが第2章で指摘できる2つ目の点である。国務省は日本が抱く不信感から、自立化ひいては核武装する可能性を有する国として位置づけ、それを防ぐために一貫して心理的保障を繰り返した。ニクソンも心理的保障を重視するようになるが、その理由は異なっていた。日本が中ソに翻ってしまう可能性があると考えていたからであった。そのために米国が世界の「ナンバー1」を維持し、日本を安心させる必要があると考えていたのであった。また、キッシンジャーは効果的に中ソに対して戦略を進めていく上で日本を「コマ」として使う一方で、日本の核武装論への警戒についても言及していた。そこに日本を位置づける対日観のようなものは見られず、必要性に応じてアドホックに言及していた様子が見て取れた。

第3章では、モスクワ・サミット前後の時期を対象として考察を行った。モスクワ・サミットおよび、それに至る過程で明らかになったのは、米中接近を契機として米国有利の立場で SALT が進展していたこと、その過程で米国は再び潜在的脅威として日本を取り上げ、一貫して SALT 交渉においては「コマ」として扱ったことであった。その一方で、潜在的脅威をコントロールする手段として日米安全保障条約の存在を正当化し、西側の一員としてとどめておく方策をも図ったのであった。こうして SALT I は締結されたが、日本は必ずしもこれを好意的に見ていなかった。ABM の制限によって米国の「核の傘」の信頼性が低下するのではないかという不安に加え、戦略バランスについて体系的にこれまで情報を得ていないという不満が日本に生じていたのであった。このような日本に対し米国は、国務省主導による新たな日

米協議の設置およびキッシンジャー訪日によって、これらの払拭を図った。この再保障も、国務省は日本自立化防止の文脈で、ホワイトハウスは日本を「こちら側」にとどめておくという文脈で行なっていたと考えられ、相反するものではなかった。日米二国間関係においてフリーハンドを得た国務省主導による措置が、ニクソン・キッシンジャーの日本を含めた戦略デザインにも資するものであったと考えられるのである。

ここまで、各章の総括を行い、包括的に本稿の議論を振り返ってきた。これより、以下のような結論を導き出すことができる。

まず、SALT 交渉における日本の位置づけについてである。日本は、SALT 交渉の各時期において、① SALT の内容自体に影響を与えられなかった同盟国、②西側のメンバーとして確固たるものにするための「コマ」、③ SALT を結実させる口実の1つとして位置づけられた。まず、①についてである。日本は NATO と異なり、フロント・チャンネルには議題として登場してこない。交渉に対して主張をしてはいるものの、協定を見ても交渉過程を見ても日本が影響を与えられた形跡は見られない。ゆえに、日本は影響を与えられなかった同盟国として位置づけることができる。次に②および③についてである。キッシンジャーとドブレイニンの間のバック・チャンネル、ニクソン訪ソの際には、日本は議題に登場している。バック・チャンネルでは、キッシンジャーが日本の軍事的発展（核武装を含む）、それに追いつこうとする中国の姿、さらには日中同盟の可能性を説き、日本の危険性を交渉の場に持ち出した。その危険性をドブレイニンが「そそられる話」と言っていることから、日本は上手く「コマ」として使われていたということができる。また、モスクワ・サミットにおいてニクソンは改めて日本の核武装の危険性とその発展速度の可能性をソ連に伝え、同国から交渉早期妥結の必要性があるということを引き出した。本心であったか否かは別にして、そこに日本の核武装を SALT I 結実の口実として用いたことは間違いない。

これら3つの位置づけは常に共存していたわけではない。SALT I 締結時には、全て共存していたが、交渉開始当時は①のみであった。つまり、交渉

開始から SALT I 締結に至るまで、日本は常に影響を与えられない同盟国なのであった。その後、バック・チャンネルが本格的に動き始めた71年1月以降、日本は「コマ」として位置づけられるようになった。ここで①と②が共存するようになったのである。③のように位置づけられるようになったのは、モスクワ・サミットにおいてのみであった。交渉妥結の正当性を持たせるところで登場してきたのである。こうして、SALT I 締結時には3つ全て共存することになる。以上より、SALT 交渉における日本の位置づけが3つ存在していたことに加え、それぞれの位置づけには時期的相違があったことを指摘しうるのである。

次に、SALT 政策における位置づけについてである。SALT 政策において日本は、核武装を行う危険性がある国として国務省に位置づけられる一方で、ホワイトハウスには中ソに寝返る可能性がある国として位置づけられていた。SALT 交渉とは異なり、SALT 政策においては、日本を位置づける米国のアクターが大きく2つ存在していた、すなわち、日本を SALT 政策に位置づけるアクターには、「重層性」があったのである。ここに差異が生じていた。さらに、差異が生じていたのはここだけではない。ホワイトハウスが行った SALT 政策における位置づけと SALT 交渉における位置づけにも差異が存在しているのである。こちらの差異の存在は、位置づけの「二重性」の存在があったことを証明するものであろう。話を戻すと、主として SALT 政策を担っていたのは国務省と ACDA であり、両省庁は非常に考え方の近い組織であった。ゆえに、国務省が抱いていた日本核武装の懸念を払拭するという文脈に沿って SALT 政策も行なっていた。実際に日米協議で日本側が SALT に関する主張を行ったことに対し、様々な角度から心理的不安を取り除こうとした様子が見て取れる。これこそまさに再保障のプロセスであり、一貫して国務省が有していた対日観から生じるものであった。一方で、ニクソンが有していたのは前述の通り中ソに寝返る可能性がある国という認識であり、これは避けられなければならなかった。ゆえに、国務省の文脈とは異なったニクソンの文脈でも再保障のプロセスは有意義に位置づけられ、ホワイトハウ

スからの反対も生じないのであった。

さらに、この再保障の契機となったのは、戦略問題に関して情報を十分に得られていないという日本の不満であり、これに対応し、なお国務省による日本の位置づけ、ホワイトハウスの位置づけの全てにおいて有効に機能したのが国務省主導の再保障プロセスであった。その中でも特に、戦略問題に関する日米協議は、以降の SALT II 等の核問題を協議する場としても機能していくことになる。その場が、日本の不満、国務省の位置づけ、ホワイトハウスの位置づけの産物として誕生したといえるのである。

本稿の結論は以上のとおりであるが、もちろん全てが明らかになったわけではない。本稿では、①日本の SALT に対する世論、② SALT および対日政策をめぐる国務省とホワイトハウスのやりとり、③ NATO 諸国等の他の同盟国との位置づけの比較、といったことは検討されていない。これらは全て重要な意味を持つものである。今後の課題としたい。

参考文献一覧

1. 未公開史料

National Archives II, College Park, Maryland

Record Group 59

General Records of the Department of State, 1763-2002

Records of U. Alexis Johnson, 1932-1977

Lyndon Bains Johnson Library, Austin, Texas

National Security File

Country File

Richard M. Nixon Presidential Library and Museum, Yorba Linda, California

National Security Files

National Security Council Institutional Files

Henry A. Kissinger Office Files

HAK Trip Files

外務省開示文書

2. 公開史料

Document on Disarmament 1967, Washington D.C.: U.S. G.P.O., 1968.

Foreign Relations of the United States, 1969-1976, Vol. I, Foundations of Foreign Policy, 1969-1972,

Washington D.C.: U. S. G.P.O., 2003.

Foreign Relations of the United States, 1969-1976, Vol. XXXII, SALT I, 1969-1972,

Washington D.C.: U.S. G.P.O., 2010.

Foreign Relations of the United States, 1969-1976, Vol. XXXIV, National Security Policy, 1969-1972,

Washington D.C.: U.S. G.P.O., 2011.

Foreign Relations of the United States, 1969-1976, Vol. XIX, Part 2, JAPAN, 1969-1972,
Washington D.C.: U.S. G.P.O., 2018.

Public Papers of the Presidents the United States: Richard Nixon 1970, Washington
D.C.: U.S. G.P.O., 1971.

Public Papers of the Presidents the United States: Richard Nixon 1971, Washington
D.C.: U.S. G.P.O., 1972.

Soviet-American Relations: The Détente Years, 1969-1972, Washington D.C.: U.S. G.P.O.,
2007.

石井修・我部政明・宮里政玄監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第 XIII 期 日米
外交防衛問題1969年』柏書房、2003年。

——『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第 XV 期 日米外交防衛問題 1970年』柏書
房、2004年。

——『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第 XVIII 期 日米外交防衛問題 1972年・日
本政治・外交編』柏書房、2006年。

3. 定期刊行物

U.S. Department of State Bulletin

『朝日新聞』

『外交青書』

『読売新聞』

4. 回顧録等

Haldeman, H.R., *The Haldeman Diaries: Inside the Nixon White House,* New York:
Putnam, 1994.

Nitze, Paul H., *From Hiroshima to Glasnost,* New York: Grove Weidenfeld, 1989.

キッシンジャー、ヘンリー・A (斎藤弥三郎他訳)『キッシンジャー秘録①：ワシント
ンの苦悩』小学館、1979年。

——『キッシンジャー秘録②：激動のインドシナ』小学館、1980年。

——『キッシンジャー秘録③：北京へ飛ぶ』小学館、1980年。

——『キッシンジャー秘録④：モスクワへの道』小学館、1980年。

——『キッシンジャー秘録⑤：パリ会談の成功』小学館、1980年。

ジョンソン、U・アレクシス (増田弘訳)『ジョンソン米大使の日本回想：二・二六事
件から沖縄返還・ニクソンショックまで』草思社、1989年。

ニクソン、リチャード (斎田一路・松尾文夫訳)『ニクソン回顧録①：栄光の日々』小
学館、1978年。

——『ニクソン回顧録②：苦悩のとき』小学館、1979年。

——『ニクソン回顧録③：破局への道』小学館、1979年。

村田良平『村田良平回顧録 上巻：戦いに敗れし国に仕えて』ミネルヴァ書房、2008年。

5. 日本語書籍

- アイザックソン、ウォルター（別宮貞徳監訳）『キッシンジャー：世界をデザインした男<上>』NHK出版、1994年。
- アメリカ学会編『原点アメリカ史第7巻：現代アメリカと世界2』岩波書店、1982年。
- 浅川公紀『アメリカ外交の政治過程』勁草書房、2007年。
- 五百旗頭真編『日米関係史』有斐閣ブックス、2008年。
- 石井修『覇権の翳り：米国のアジア政策とは何だったのか』柏書房、2015年。
- 伊藤剛『同盟の認識と現実：デタント期の日米中トライアングル』有信堂、2002年。
- 梅本哲也『核兵器と国際政治1945—1995』日本国際問題研究所、1996年。
- 「NHKスペシャル」取材班『“核”を求めた日本：被爆国の知られざる真実』光文社、2012年。
- カー、E・H（清水幾太郎訳）『歴史とは何か』岩波新書、1962年。
- 菅英輝編著『冷戦と同盟：冷戦終焉の視点から』松籟社、2014年。
- キッシンジャー、ヘンリー・A（岡崎久彦監訳）『外交 下巻』日本経済新聞社、1996年。
- 木村卓司・花井等『アメリカの国家安全保障政策：決定プロセスの政治学』原書房、1993年。
- 倉科一希『アイゼンハワー政権と西ドイツ：同盟政策としての東西軍備管理交渉』ミネルヴァ書房、2008年。
- 黒崎輝『核兵器と日米関係：アメリカの核不拡散外交と日本の選択1960—1976』有志舎、2006年。
- 黒澤満編著『軍縮問題入門 第4版』東信堂、2012年。
- 斎藤直樹『戦略兵器削減交渉：冷戦の終焉と新たな戦略関係の構築』慶應通信、1994年。
- 佐々木卓也編『戦後アメリカ外交史 第3版』有斐閣アルマ、2017年。
- 佐藤栄一『現代の軍備管理・軍縮：核兵器と外交1965—1985年』東海大学出版会、1989年。
- 島村直幸『<抑制と均衡>のアメリカ政治外交』ミネルヴァ書房、2018年。
- スチーブンスン、R・W（滝田賢治訳）『デタントの成立と変容：現代米ソ関係の政治学』中央大学出版部、1989年。
- 瀬川高央『米ソ核軍縮交渉と日本外交：INF問題と西側の結束1981—1987』北海道大学出版会、2016年。
- 添谷芳秀『安全保障を問いなおす：「9条—安保体制」を越えて』NHK出版、2016年。
- タルボット、ストロープ（加藤紘一ほか訳）『米ソ核軍縮交渉：成功へのあゆみ』サイマル出版会、1990年。
- 宮脇峯生『現代アメリカの外交と政軍関係：大統領と連邦議会の戦争権限の理論と現実』流通経済大学出版会、2004年。
- メイ、アーネスト（進藤栄一訳）『歴史の教訓：アメリカ外交はどう作られたか』岩波現代文庫、2004年。
- 吉田真吾『日米同盟の制度化：発展と深化の歴史過程』名古屋大学出版会、2012年。
- 吉田文彦『核のアメリカ：トルーマンからオバマまで』岩波書店、2009年。

6. 日本語論文

- 石井修「ニクソン政権の核戦略」『一橋法学』第13巻第1号、2014年3月。
- 石川卓「核と安全保障」防衛大学校安全保障学研究会編『安全保障学入門〔新訂第5版〕』亜紀書房、2018年。
- 岩田修一郎「米ソ核戦略の変遷」『国際政治』第90号、1989年3月。

- 倉科一希「第一次 SALT 協定：緊張緩和の表と裏」佐々木卓也編『ハンドブックアメリカ外交史：建国から冷戦後まで』ミネルヴァ書房、2011年。
- 黒沢満「戦略攻撃兵器の法的規制：SALT I 暫定協定と SALT II 条約の研究」『法政理論』1990年3月。
- 佐橋亮「ニクソン・キッシンジャー外交の研究動向：対中和解、三角外交の解釈を中心に」『社会科学ジャーナル』第59号、2006年9月。
- 高坂正堯「自立への欲求と孤立化の危険：1970年代の日本の課題」『中央公論』第84巻6号、1969年6月。
- 「戦略兵器制限交渉の背景と展望」『国際問題』第85巻7号、1970年7月。
- 阪中友久「転換期の核抑止と軍備管理：その展望」『国際政治』第90号、1989年3月。
- 坂元一哉「日米同盟における『相互性』の発展：安保改定、沖縄返還、2つの『ガイドライン』」波多野澄雄編『日本の外交 第2巻 外交史戦後編』岩波書店、2013年。
- 添谷芳秀「米中和解と日米関係」『法學研究』第69巻第8号、1996年。
- 、ロバート・D・エルドリッチ「危機の中の日米関係：1970年代」五百旗頭真編『日米関係史』有斐閣ブックス、2008年。
- 竹本周平「ニクソン政権の対ソ・デタント政策の研究：戦略兵器制限交渉とサミット交渉の考察を中心に」『言語・地域文化研究』第16号、2010年3月。
- 潘亮「ニクソン政権の対日安全保障政策：十字路に立つ同盟と米国の選択」増田弘編『ニクソン訪中と冷戦構造の変容：米中接近の衝撃と周辺諸国』慶應義塾大学出版会、2006年。
- 中島信吾「『同盟国日本』像の転換：ジョンソン政権の対日政策」波多野澄雄編著『池田・佐藤政権期の日本外交』ミネルヴァ書房、2004年。
- 宮坂直史「軍備管理・軍縮」防衛大学校安全保障学研究会編『安全保障学入門 [新訂第5版]』亜紀書房、2018年。
- 森聡「ニクソン政権によるアジア防衛戦略の検討、1969-1972年：中国の核戦力増強とアメリカの『核の傘』の実相」菅英輝・初瀬龍平編著『アメリカの核ガバナンス』晃洋書房、2017年。
- 山田康博「『核の傘』をめぐる日米関係」竹内俊隆編著『日米同盟論：歴史・機能・周辺諸国の視点』ミネルヴァ書房、2011年。

7. 英語書籍

- Buckley, Roger, *US-Japan alliance diplomacy 1945-1990*, Cambridge: Cambridge University Press, 1992.
- Bundy, William, *A Tangled Web: The Making of Foreign Policy in the Nixon Presidency*, New York: Hill and Wang, 1998.
- Cameron, James, *The Double Game: The Demise of America's First Missile Defense System and the Rise of Strategic Arms Limitation*, New York: Oxford University Press, 2018.
- Garthoff, Raymond, *Détente and Confrontation: America-Soviet Relations from Nixon to Reagan*, Washington D.C.: The Brookings Institution, 1994.
- Gavin, Francis J., *Nuclear Statecraft: History and Strategy in America's Atomic Age*, New York: Cornell University Press, 2012.
- Glain, Stephen, *State vs. Defense: the battle to define America's empire*, New York: Crown, 2011.

- Green, Michael J., *By More Than Providence: Grand Strategy and American Power in the Asia Pacific Since 1783*, New York: Columbia University Press, 2017.
- Halperin, Morton H., and Priscilla A. Clapp, *Bureaucratic Politics and Foreign Policy* 2nd ed., Washington D.C.: The Brookings Institution, 2006.
- Moss, Richard A., *Nixon's Back Channel to Moscow: Confidential Diplomacy and Détente*, Kentucky: The University Press of Kentucky, 2017.
- Rearden, Steven L., *The Evolution of American Strategic Doctrine: Paul H. Nitze and the Soviet Challenge*, Colorado: Westview, 1984.
- Smith, Gerard C., *Doubletalk: The Story of SALT I*, Maryland: University Press of America, 1985.
- Thompson, Nicholas, *The Hawk and the Dove: Paul Nitze, George Kennan, and the History of the Cold War*, New York: Picador, 2009.

8. 英語論文

- Burr, William and David Alan Rosenberg, "Nuclear competition in an era of stalemate, 1963–1975," Melvyn P. Leffler and Odd Arne Westad, eds., *The Cambridge History of Cold War Volume II: Crises and Détente*, Cambridge: Cambridge University Press, 2010.
- Gavin, Francis J., "Nuclear Nixon: Ironies, Puzzles, and the Triumph of Realpolitik," Fredrik Logevall and Andrew Preston, eds., *Nixon in the World American Foreign Relations, 1969–1977*, New York: Oxford University Press, 2008.
- Kempfer, Brian E., "History of Negotiations and Politics of Strategic Arms Limitation Talks (SALT)," *Honors Projects*, Vol.40, 2013.
- Nitze, Paul H., "The Objectives of Arms Control," *Current Policy*, No. 677, April 1985.
- Pam, Liang, "Whither Japan's Military Potential? The Nixon Administration's Stance on Japanese Defense Power," *Diplomatic History*, Vol. 31, No. 1, January 2007.
- Schaller, Michael, "Japan and the Cold war, 1960–1991," Melvyn P. Leffler and Odd Arne Westad, eds., *The Cambridge History of Cold War*, Volume II: Endings, Cambridge: Cambridge University Press, 2010.
- Schulzinger, Robert D., "Détente in the Nixon – Ford years, 1969–1976," Melvyn P. Leffler and Odd Arne Westad, eds., *The Cambridge History of Cold War Volume II: Crises and Détente*, Cambridge: Cambridge University Press, 2010.
- Tal, David, "'Absolutes' and 'Stages' in the Making and Application of Nixon's SALT Policy," *Diplomatic History*, Vol. 37, No. 5, 2013.

9. 博士論文

- Dalton, Toby F., "Armed for Arms Control?: Presidents, Bureaucrats and the Role of Government Structure in Policymaking," Ph. D diss., George Washington University, 2015.
- Maurer, John D., "An Era of Negotiation: SALT in the Nixon Administration, 1969–1972," Ph. D diss., Georgetown University, 2017.

10. URL・データベース等

Digital National Security Archive, The National Security Archive,

< <https://search.proquest.com/dnsa/index> >

National Security Decision Memorandum, Richard Nixon Presidential Library and Museum,

<<https://www.nixonlibrary.gov/national-security-decision-memoranda-nsdm>>

National Security Study Memorandum, Richard Nixon Presidential Library and Museum,

<<https://www.nixonlibrary.gov/national-security-study-memoranda-nssm>>

The American Presidency Project, University of California, Santa Barbara,

< <http://www.presidency.ucsb.edu/index.php> >